

令和6年 第3回

仁木町議会定例会会議録

開会 令和6年9月25日(水)

閉会 令和6年9月25日(水)

仁木町議会

## 令和6年第3回仁木町議会定例会議事日程

- ◆日時 令和6年9月25日（水曜日）午前9時30分 開会  
◆場所 仁木町役場 3階議場

### ◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議会運営委員会委員長報告  
日程第3 会期の決定  
日程第4 諸般の報告  
日程第5 行政報告  
日程第6 報告第1号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率報告書  
日程第7 報告第2号 令和5年度決算に基づく資金不足比率報告書  
日程第8 一般質問 仁木町エネルギー転換実証事業に係る経緯と今後の展望は（佐藤秀教議員）  
各拠点施設の方向性は（野崎明廣議員）  
町内の空き家と町営住宅の状況は（木村章生議員）  
町民が安心して住み続けられるまちに（上村智恵子議員）  
日程第9 議案第1号 令和5年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第10 議案第2号 令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第11 議案第3号 令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第12 議案第4号 令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第13 議案第5号 令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）  
日程第14 同意第3号 仁木町教育委員会教育長の任命について  
日程第15 意見案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書  
日程第16 委員会の閉会中の継続審査  
日程第17 委員会の閉会中の所管事務調査

## 令和6年第3回仁木町議会定例会会議録

開 会 令和 6年 9月25日（水） 午前 9時30分  
 閉 会 令和 6年 9月25日（水） 午後 3時51分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 嶋 田 茂

## 出席議員（9名）

1 番 前 田 春 奈 2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生  
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫  
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

## 欠席議員（0名）

な し

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	産 業 課 長	浜 野 崇
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	河 井 健
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 参 事	濱 田 敬 司	教 育 次 長	和 田 秀 文
財 政 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 会 長	木 田 憲 一
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(浜 野 崇)
企 画 課 長	奈 良 充 雄	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
住 民 環 境 課 長	本 多 弘 一	代 表 監 査 委 員	原 田 修
福 祉 課 長	菊 地 健 文	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
福 祉 課 参 事	浜 野 公 子		

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫  
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前 9時30分

---

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から令和6年第3回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、3番・木村議員及び4番・佐藤議員を指名します。

---

## 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員会委員長（木村章生）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、9月10日火曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、報告2件、議案5件、同意1件、意見書1件の計9件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が4名から4件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6から第7の報告については、2件を一括議題とし、報告を受けます。日程第8の一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、野崎議員1件、木村議員1件、上村議員1件の順でございます。日程第9から第12の決算認定については、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選をお願いいたします。特別委員会の名称は、令和5年度各会計決算特別委員会、委員数は議長を除く全議員8名でございます。日程第13の補正予算については、即決審議をお願いいたします。日程第14の同意については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議をお願いいたします。日程第15の意見書については、即決審議をお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配付のとおりでございます。日程第16・委員会の閉会中の継続審査、日程第17・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配付のとおり、各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。令和6年第3回仁木町議会定例会招集日は、本日9月25日水曜日、会期は、開会が9月25日水曜日、閉会が9月27日金曜日の3日間といたします。なお、9月26日木曜日は休会といたします。

最後に当面する行事予定については、お手元に配付のとおりでございます。以上、議会運営委員会決定事項について報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日9月25日から9月27日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月25日から9月27日までの3日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会についてお諮りします。仁木町議会会議規則第9条第2項の規定に基づき、9月26日は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、9月26日は、休会にすることに決定しました。

---

### 日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配付しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さんおはようございます。令和6年第3回仁木町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は令和6年第3回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところこのようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、今井監査委員、木田農業委員会会長、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

まずは、この度の石川県豪雨でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された

皆さま方に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、秋分の日が過ぎ、各地域でのお祭りも終わり、町内のにぎわいが一段落しましたが、国政を見ておきますと、誰を党のリーダーにすべきか、連日各党が奔走しメディアを賑わせております。その様子が国民の目にはどのように映っているのか、国民の関心は誰がリーダーになるということだけではなく、日本の未来を憂い、これから政治がどのような国づくりを進めてくれるのかという将来に向けた国の方針を期待しているものと考えます。気象庁は、今夏も記録的猛暑となった昨年同様、異常気象であるという見解を示しました。道内でも統計史上2番目に高い記録となりましたが、今後、我々の生活にどのような影響を与えるのか、国は対策を講じていく必要があります。例えば、今年は令和の米騒動と揶揄されるように米不足に苦しみました。米の価格は以前よりも高値で推移しているものの、ようやく正常化になってきたとのことですが、米不足の原因として、昨年各地で起きた大雨や高温障害による影響や、コロナ禍以降のインバウンドによる米の需要が高まったことなどが挙げられておりますが、真相は定かではありません。いずれにしても、国の食料自給が他の先進国に比べ非常に脆弱であることは以前から自覚しているにもかかわらず、国の政策が見えず、将来の日本の食をいかにして守るべきか、待たなしの状況を国が打破せずに誰がするのか喫緊の課題が山積みであります。人口減対策、経済雇用、医療福祉など地方行政として果たすべき役割を全うし、国の支援を活かしつつ各地域が自立に向けて努めることはもちろんのこと、国民が抱く理想の国の形を追い求める政治家にリーダーになっていただきたいと強く願うところであります。

本題に戻りますが、本定例会には、木村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、報告2件、議案5件、同意1件、計8件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。令和6年第3回仁木町議会定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

それでは行政報告をさせていただきます。

はじめに、北海道新幹線並行在来線対策協議会第17回後志ブロック会議について申し上げます。8月28日、倶知安町で開催された北海道新幹線並行在来線対策協議会第17回後志ブロック会議に出席してまいりました。会議の中では鉄道運輸機構より新幹線工事の状況について説明があったほか、昨年5月に開催した前回ブロック会議において確認されたバス転換に関するバスルート、運行本数、輸送人数などについて、事務局である北海道とバス事業者が協議した結果や今後の対応方針について協議いたしました。私からは、将来の地域公共交通ネットワークをいかにして維持していくか前向きな議論を進めて行く必要があること、バス事業者の実情を踏まえ、新幹線開業後の人流を考えながら地域の公共交通のあり方を考えなければならないことを意見させていただきました。今後におきましても、地域の皆さまと地域交通のあり方や地域住民の足の確保について議論を深め、しっかりと取組を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。なお、並行在来線のバス転換時期についても質問がなされ、事務局から北海道新幹線開業延期に伴い原則開業時まではJR北海道により運行される認識が示され、本会議参加者全員で確認しておりますことも報告させていただきます。

次に、仁木町子ども交流事業について申し上げます。先般8月1日から3日にかけて仁木小学校6年生並びに銀山小学校5・6年生の児童27名と町の職員を中心とした引率者13名が、本町の開祖であります仁木竹吉氏の故郷徳島県吉野川市（旧川島町）へ行ってまいりました。本事業は、本町の将来を担う子ども

たちに視野を広げてもらい、社会性を養い、心身ともに健やかに成長し郷土愛を育んでもらうことを目的に、本町議会、吉野川市、吉野川市議会並びに日本航空株式会社のご協力のもと、町制施行60周年記念事業として実施いたしました。初日は直行便で徳島県に到着後、仁木竹吉氏が本町へ入植するきっかけとなった藍染めを体験した後、宿泊場所にて吉野川市川島町の阿波踊り連「もっこ連」から歓迎の演舞を受け、即席の阿波踊り教室も開催いただきました。2日目は、川島城周辺のフィールドワークの後に、川島公民館において川島小学校児童と日本航空株式会社社員の指導による紙飛行機作りを体験しながら交流いたしました。前段に行われた交流式には原井吉野川市長を始め市議会議員の方々や多くの来賓の方々も駆けつけられ、盛大な歓迎を受けました。午後からは、吉野川市川島町が一望できる掘割峠へのぼり、ガイドの方から仁木竹吉氏の生家場所や、かつては3000人が暮らしていたとされる吉野川の中州「善入寺島」を眺望いたしました。その後、徳島市に入り阿波踊り会館を見学しております。3日目は鳴門市へ向かい観光船に乗船し、迫力ある渦潮を間近で見学し、北海道へ帰ってまいりました。交流事業期間中の徳島県は最高気温が38度を超える日もあったことから体調を崩す児童も見受けられましたが、その後回復し、大きな事故もなく全員が元気に交流事業を終了しております。参加された児童の皆さまには、今回の体験を糧に大きく羽ばたいていただきたいと考えております。

次に、銀山地区における新たなコミュニティ拠点づくりに向けたワーキングチーム会議について申し上げます。昨年、銀山地区の皆さまを対象としたタウンミーティングを開催し、その中で地域住民の意見を踏まえて「銀山地区における新たなコミュニティ活動マスタープラン」を策定することとしたことから、本年1月から公募による地域住民10名と役場職員が参加したワーキングチーム会議を開催しており、様々な意見をいただいております。先日、8月7日には浦臼町の多世代交流施設「えみる」と秩父別町のこども屋内遊技場キッズスクエア「ちっくる」を視察してまいりました。浦臼町では川畑町長自ら施設建設に至る経緯の説明があり、JR札沼線の廃止に伴い多世代が集える新たなコミュニティ拠点が必要になったなどのお話が伺えました。秩父別町では、竹内副町長及び早川教育長から屋内及び屋外遊戯施設を見学しながら建設までの経緯や運営方法、利用者の状況などについてお話を伺えました。今後は、本年度中を目途にマスタープランを策定することとしていることから、より具体的なコミュニティ拠点の設備などについて協議を進めてまいります。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。地域おこし協力隊につきましては、今年度、新たに地域振興員2名と学力向上支援員1名、観光振興員2名に委嘱状を交付したところでありますが、加えて、仁木町農業の将来を見据え、地域計画の策定や生産者に対する支援をしていただくことなどを目的とした農業振興員として、札幌市在住の服部 聖さん（63歳）を本年9月1日付けで委嘱いたしました。服部さんにつきましては、北海道職員として勤務された経歴を持ち、これまで農政分野を中心に勤務されていた経験を活かし退職後も関係団体に勤務されており、これまでの経験を活かしながら地域計画の策定支援や担い手対策、農村集落活動の活性化などに対して活動されることとしております。新たな委嘱によって、継続隊員4名を含め10名の隊員が本町で活動していくこととなり、今後につきましても地域の皆さまと一緒にまちづくりを進め、隊員自身が積極的な活動を行えるよう、町としてもサポートするほか、広報紙やホームページ等を通じて、隊員の活動を町民の皆さまに周知してまいります。

次に、一般国道5号倶知安余市道路（仮称）仁木IC～余市IC間開通前イベントについて申し上げます。

す。一般国道5号倶知安余市道路（仮称）仁木IC～余市IC間につきましては、令和6年度中の開通を目指して現在工事が進められており、除雪ステーションや出入口ランプウェイが完成に近づいております。これを踏まえまして、（仮称）仁木ICの知名度向上と町民の皆さまへお披露目することを目的に、10月5日・6日に農村公園フルーツパークにきで開催される「しりべし秋の食祭り」に併せ、開通前イベントを実施することとし、準備を進めております。

イベント内容といたしましては、町内小学生に書いていただいた町道2番地通りに架かる橋りょうの橋名板除幕式や本線上でのお絵描きイベント、約5kmの本線ウォーキングなどを予定しております。なお、これらイベントの実施に関しまして、会場までの送迎バスや簡易トイレの借り上げ料などを今定例会に補正予算として上程させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。令和6年産の主な農作物の9月1日現在の生育状況につきましては、ミニトマトは7段目が収穫中、13段目が開花期となっており、収量は昨年より3.8%増となっております。なお、JA新おたるミニトマト集出荷貯蔵施設での8月末における共同選果の状況は、4つの生産組合合わせて約1225トとなり、昨年対比3.4%増と概ね前年並で推移しております。水稻は5月以降天候に恵まれた一方で、田植え後に日照不足があったものの順調に推移し、8月15日現在における作柄も「やや良」となっており、平年よりやや早く9月上旬より収穫が始まっております。ぶどうは露地「デラウェア」の収穫が、平年より7日早く始まっており、さくらんぼは5月から6月の平均気温が高かったため出荷は前倒しとなりましたが、開花期の不順な天候や日照不足により一部に品質の低下や収量の減少が見られております。

次に、ベトナム政府関係者の来訪について申し上げます。8月21日、かねてより計画されておりましたベトナム政府機関である国立農業普及センターのレ・コック・タン所長を始め、ベトナム政府関係者5名が来訪されました。この度の訪問は、私が本年4月にベトナムへ訪問した際、取り決めたもので、当初7月に来訪される予定が、8月に延期され今回の訪問に至ったものであります。当日はJA新おたるの森代表理事組合長を始め、千葉常務理事、林副町長を交え懇談を行い、来年度に向けた受入体制等について協議を行い、会議終了後は、JA新おたるミニトマト集出荷貯蔵施設や、町内のそば及びミニトマトの圃場を視察した後、ベトナム人技能実習生が実際に働いている受入農家にも訪問いたしました。この度の訪問で、ベトナム政府関係機関との協力関係がより強固なものとなり、今後も交流を重ね、本町にとって農業振興や地域活性化の一助となるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、仁木町就農・農業体験セミナー（トライアルワーク）について申し上げます。8月22日から23日にかけて、町・農業委員会・JA新おたる・農業改良普及センター・指導農業士で構成する、仁木町新規就農受入協議会による、仁木町就農・農業体験セミナー（トライアルワーク）が開催され、町外から3名（組）の新規就農希望者が参加されました。本事業は、平成30年度から実施しており、今回は4回目の開催で、昨年までに13名（組）が参加し、そのうち4名（組）の方が就農開始若しくは、受入農家での研修を開始しております。農業体験セミナーは、自身が希望する作物を作付けしている受入農家の圃場で生産者から作物の収穫や圃場管理などの指導を受け、実際に農業を体験することで本町での就農を検討していただくことが狙いとなっております。農業体験終了後には、受入農家や既に町内で営農されている就農者、JA新おたる森組合長、木田農業委員会会長等との懇談会が催され、私も出席し、本町で就農を希望している方

から、仁木町の感想や支援制度への要望など、生の声を聞いてまいりました。2日目も引き続き農業体験を実施し、参加者は各々が希望する園地で心地よい汗を流しておられました。今後も、仁木町就農・農業体験セミナー（トライアルワーク）を通じて、本町に対する新規就農希望者が増えていくことを期待しております。

次に、町内イベントについて申し上げます。6月30日「第40回仁木町さくらんぼフェスティバル」が好天のもと開催されました。仁木町の観光資源を代表するさくらんぼの祭典である当該イベントは、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度から4年間中止を余儀なくされ、5年ぶりの開催となりましたが、これまでと変わらず、町内外からたくさんの方々にご来場いただき、地元グルメに恒例のさくらんぼ種飛ばし大会、伝統芸能やダンスなどのステージ、そして何より甘くておいしいさくらんぼを皆さまにお楽しみいただくことができました。

続いて、ワイン関連のイベントにつきましては、7月7日には、町内のワイン事業者を始め、町などで構成する仁木町ワインツーリズム推進協議会が実行委員会となり、仁木町のワインとワイン産地としての魅力を広く知っていただくことを目的に「ワイリングウォークフェスNIKI 2024」が、昨年に引き続き開催されました。イベント当日はあいにくの曇り空でしたが、道内外からワイン愛好家367名の方々にご参加いただき、町内の10社によるワイン生産者自慢のワインや、このイベントのために開発された地元食材を用いたペアリングフードが提供されました。参加者からは、ペアリングメニューに「驚き」や「感動」の声があったほか、次年度以降も継続してほしいとの意見が寄せられました。

また、9月7日には、私が実行委員長を務める、「仁木フルーツ&ワインマラニック2024」を開催いたしました。本イベントは、歴史ある果樹観光と、新しい潮流をもたらすワイン観光を両輪として町の魅力を広くPRすることで、観光振興及び交流人口の拡大を目指して行ったもので、町内外から411名の皆さまにご参加いただきました。イベントでは、町内の果樹園やワイナリー等を結ぶ11km、21km、二つのコースを設定し、コース内には、町産ワインを始め、プルーンやミニトマトなど、本町の秋の味覚を楽しめるエイドステーションを設置し、参加者は「マラソン」と「ピクニック」から作られた造語である「マラニック」の言葉どおり、走ったり歩いたり、思い思いのスタイルでイベントを楽しまれ、私も11kmのコースに参加いたしました。スタート、ゴール会場となった役場庁舎敷地内には、ワインやビールのほか、ジンギスカン台を設け、大会に華を添えていただきました。また、イベント運営に関しましては、JA新おたる、仁木町商工会、仁木町観光協会、仁木町地域包括支援センター及び銀山地区総合型地域スポーツクラブ等の町内団体・個人のほか、日本航空や全日空、日本旅行、レッドホースコーポレーション及び陸上自衛隊真駒内駐屯地を始め、多くの企業・団体の皆さまにボランティアスタッフとして出役をいただきました。様々な企業・団体から協力をいただいたことで、参加者のみならずスタッフ間の交流も図られ、関係人口の創出に大きく寄与できたものと考えております。今後につきましては、今回の反省点を踏まえ、より魅力的でサービスの行き届いた、本町ならではの特色あるイベントを企画し、成熟させていきたいと考えております。

行政報告は以上であります。別途お手元には、令和6年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和6年第3回仁木町議会定例会、教育行政報告について申し上げます。

はじめに、令和6年度全国学力・学習状況調査について申し上げます。義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象とした文部科学省による全国学力・学習状況調査が4月18日に実施され、本町におきましては、小学校で2校20名（仁木15名、銀山5名）、中学校で2校30名（仁木25名、銀山5名）が参加いたしました。本年度の調査につきましては、小学校は、国語、算数、中学校は、国語、数学の実施となっております。主な出題の趣旨につきましては、各学習指導要領を踏まえ、小学校の国語では自分の考えが相手に伝わる工夫ができるかや、算数では距離と時間の関係が理解できるか、中学校の国語では自分の考えが伝わる文章になる工夫ができるかや、数学では筋道を立てて証明することができるかをみる内容などとなっております。8月末に調査結果が文部科学省から通知されており、大まかな結果につきましては、小学校においては国語、算数ともに全国平均を上回り、特に国語の我が国の言語文化に関する事項については、優秀な結果であったほか、中学校においては国語、数学ともに全国平均を下回る結果でしたが、国語の話すこと、聞くことが全国平均を上回る結果となりました。なお、令和元年度から全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」へ掲載して結果を公開することとしており、11月に発表される予定となっております。

次に、仁木水泳プールの利用状況結果について申し上げます。仁木水泳プールにつきましては、7月8日から8月28日までの51日間開設し、天候にも恵まれ事故もなく無事終了しております。また、利用者数は延べ859人の利用をいただき、昨年度と比較して若干少なくなりました。以上で令和6年第3回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

## 日程第6 報告第1号

### 令和5年度決算に基づく健全化判断比率報告書

## 日程第7 報告第2号

### 令和5年度決算に基づく資金不足比率報告書

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『令和5年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び日程第7、報告第2号『令和5年度決算に基づく資金不足比率報告書』以上2件を一括議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました2件につきまして提案説明をさせていただきます。

報告第1号でございます。令和5年度決算に基づく健全化判断比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。令和6年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、実質赤字比率はございません。連結実質赤字比率もございません。実質公債費比率は9.2%で、将来負担比率はありません。

次のページをお開き願います。報告第2号でございます。令和5年度決算に基づく資金不足比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。令和6年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、特別会計の名称は、簡易水道事業特別会計となっております。資金不足比率はございません。備考といたしまして、経営健全化基準は20%となっております。以上2件を一括提案説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）報告第1号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率報告書について、ご説明申し上げます。

地方公共団体の長は、毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を監査委員の審査に付しその意見を付け、議会に報告し公表することが義務付けられており、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご報告いたします。

初めに、実質赤字比率ですが、実質赤字比率は、一般会計を対象に実質収支額が赤字の場合、その赤字額が標準財政規模に対してどのくらいの比率であるかを示すもので、令和5年度の一般会計は赤字決算とはなっていないため、数字には表れず、なし・ハイフン表示となっております。続きまして2列目、連結実質赤字比率は、一般会計の他、仁木町の全会計を対象に実質赤字が発生した場合、その赤字額が標準財政規模に対してどのくらいの比率であるかを示すもので、令和5年度の各会計は赤字決算とはなっていないため、なし・ハイフン表示となっております。続いて、3列目、実質公債費比率は、その年度の標準財政規模に対して、過去に行った借金の返済に回っている部分など、実質的な公債費がどの程度の大きさであるかを示す比率で、令和5年度は前年度と変わらず9.2%となり、早期健全化基準である25%を下回っております。最後に4列目、将来負担比率につきましては、町一般会計の借金額を標準財政規模と比べ指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率で、令和5年度はゼロ以下のため、なし・ハイフン表示となっております。

続きまして、報告第2号、令和5年度決算に基づく資金不足比率報告書について、ご説明申し上げます。公営企業を経営する地方団体の長は毎年度資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し公表することが義務付けられており、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご報告いたします。

資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す比率でございます。本町で該当する公営企業は、簡易水道事業であり、資金不足額は生じていないため、なし・ハイフン表示となっております。なお、お手元に、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての監査委員の審査意見書及び資料を配付させていただきましたので、後程ご高覧願います。以上で報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題2件の報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『令和5年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び、報告第2号『令和5年度決算に基づく資金不足比率報告書』を終わります。

## 日程第8 一般質問

○議長（横関一雄）日程第8『一般質問』を行います。4名の方から4件の質問があります。

最初に『仁木町エネルギー転換実証事業に係る経緯と今後の展望は』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、仁木町エネルギー転換実証事業に係る経緯と今後の展望について伺います。

本町では、脱炭素化の促進に向け国内外や道内の動向を踏まえて、令和4年度に再生エネルギーの導入と普及促進に向けた「仁木町再生可能エネルギービジョン」を策定し、令和5年度から当該エネルギービジョンに沿って、再生可能エネルギーの導入及び活用に向けた公共施設の屋根や壁面を活用した太陽光発電システムの検証や、地域課題として捉えているダイオキシンや二酸化炭素の排出の抑制に向けたバイオマス発電の可能性と発電のための原料となる果樹剪定枝やトマト茎残渣、稲わら等の農産物残渣などを活用したバイオ炭生成に係る実証、バイオマス発電及び熱利用に係る事業計画を策定することを目的に「仁木町エネルギー転換実証事業」を実施しています。そこで今後、当該実証事業を円滑に推進するため、下記3点について、町長の見解を伺います。1点目、町として再エネ事業に着手することに至った経緯は。2点目、実証事業等の再エネ関連事業の発注方法を公募型プロポーザル方式とした理由は。3点目、実証実験を経て実用化が実証された後の事業化に向けた具体的なプランは。以上3点について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤議員からの、仁木町エネルギー転換実証事業に係る経緯と今後の展望は、の質問にお答えします。

1点目の「町として再エネ事業に着手することに至った経緯は」についてであります。近年、世界各地で異常気象により災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化しており、その一因となる二酸化炭素量の削減が大きな課題となっております。2015年に採択されたパリ協定では、全ての国が温室効果ガスの排出削減目標を「国が決定する貢献」として提出することが求められ、日本においては2030年度で2013年度比46%削減、2050年にはカーボンニュートラルを実現することを目標に定めています。さらに、令和2年11月、衆参両議院は「気候非常事態宣言」を決議し、地球温暖化対策に国をあげて取り組む決意を示し、行動を促しております。

本町においても地球温暖化の影響が身近なものになっていることを強く感じており、天候の影響が大きい農業を基幹産業とし、さらには、ハザードマップにおいて土砂災害や河川氾濫による浸水の発生が懸念されていることから、気象変動への対応はことさら重要なものと認識しております。また、これまでの議会でも出された地球温暖化対策に関するご意見や、再生可能エネルギーを積極的に導入すべきとのご意見なども踏まえ、総合的に判断し、再エネ事業に着手することに至ったものであります。実施に当たっては、国が示したロードマップに従い、経済産業省北海道経済産業局からの指導・支援の下、原子力発電施設が

立地する自治体等に対する支援制度である「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」を活用し、令和4年度から公募型プロポーザル方式で選定した事業者に委託して実施しているところであります。

2点目の「発注方式を公募型プロポーザル方式とした理由」について申し上げます。地方公共団体が締結する契約については、最も低い金額で契約するとともに、公平に契約の相手方を選定することが求められており、地方自治法では、契約締結の方法として一般競争入札により最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることを原則として定められております。ご質問の公募型プロポーザル方式は、業務委託契約を締結する相手方の選定手法の1つであり、この方式により選定された事業者は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして随意契約を締結することとなります。これらのことから、公募型プロポーザル方式は、地方自治法で定められている一般競争入札による契約相手方の選定という原則の例外的な手法となるため、業務の性質及び目的を考慮して限定的に採用するものとしてしているところであります。一方で、業務委託契約の中には、高度で専門的な技術が求められるものや、芸術性、創造性が求められる業務で、契約の金額も重要な要素ではあるものの、相手方と協議しながら業務を進めていく過程や契約相手方の有している能力や経験がより重要となる場合があります。この度の発注に当たっても、本町独自の地域性を鑑みたくて豊かな創造性と高い技術力、豊富な経験を有する事業者に業務をお願いしたいとの考えから公募型プロポーザル方式により契約相手方を選定し、発注したものであります。なお、あらかじめ選定した者の中から企画提案を求め、契約相手方を決定する指名型プロポーザル方式の手法もありますが、同じ補助金を活用する自治体の例も参考にしながら、より公平性・透明性が図られるとの観点から、インターネット等を活用して広く募集を行う公募型プロポーザル方式を採用したところであります。

3点目の「実証実験を経て実用化が実証された後の事業化に向けた具体的なプラン」につきましては、今後、「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」を活用して、F S調査（実現可能性調査）を実施して得られた知見を体系化して社会実装につなげてまいりたいと考えております。具体的には、縦型太陽光パネルについては年間を通じて安定的に発電することが確認できたことから、太陽光発電と蓄電池、受変電設備等を整備し、自営線でエリアを結ぶ地域マイクログリッドの構築や公共施設での設備の導入を視野においた実証を進めることとしております。

バイオ炭については、昨年度導入したバイオ炭製造装置をフルーツパークにきに移設し、フルーツパークにきや周辺の農業者から発生する剪定枝やミニトマトの収穫残渣を活用したバイオ炭での発電や、熱転換などのエネルギー転換に向けた社会実装を目指すほか、土壌改良剤としての活用に向けたF S調査（実現可能性調査）を実施し、バイオ炭の施用が国の環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組として交付対象となっていることから環境保全型農業に取り組む生産者に対し、土壌改良剤として圃場への施用量、施用方法や、バイオ炭製造に関するノウハウの提供などを想定しているところであります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今、町長の方から縷々ご回答がありましたが、何点か再質問をさせていただきます。

1点目でございますけれども、この脱炭素の取組は、元地域力創造アドバイザーのワンテーブル社長・島田昌幸氏のアドバイスで始まったことは、先刻ご承知のとおりです。アドバイザーを招聘した1番の目

的は、令和6年度に予定されている後志自動車道仁木インターチェンジ、更には今後予定されている仁木南インターチェンジを活用した町全体のにぎわいの創出に向けた助言や指導を受けるためと、私はそのように認識しておりましたけれども、なぜか再エネ事業が先行しているように思います。町長がアドバイザーを招聘した1番の目的は何でしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたします。

総務省の地域力創造アドバイザーに登録されていた、当時の株式会社ワンテーブル代表取締役 島田昌幸氏の招聘につきましては、私の第3期目のスタートに当たりまして、新規事業・地域力創造アドバイザー招聘事業を計上し、令和3年5月28日に開催していただきました全員協議会において内容を説明させていただいたところでございますが、改めましてポイントを説明させていただきたいと思います。島田氏を招聘した目的はですね、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを、業務を通じてアドバイザーから指導・助言を受けながら、今後の地域課題の解決やグローバル化にも対応できる人材の育成を主なものとしております。具体的には職員とのヒアリングにより抽出した地域課題を島田氏の観光地域プロデューサーとしての実績や企業人としての経験をもとに、OJT的な手法により指導・支援を受けるものであり、例えば仁木インターチェンジ、更には今後予定されている仁木南インターチェンジを活用した町全体のにぎわい創出に向けた助言や指導といった特定の業務を当初から設定するものではありません。このことから、脱炭素の取組は、地域力創造アドバイザーのワンテーブルの社長・島田氏のアドバイスで始まったとすると指摘はですね、事実と異なるものであり、国のカーボンニュートラルに向けた動きを踏まえ、町として再生可能エネルギーの導入を担当職員が地域の課題として捉え、島田氏に相談したことを契機に、再生可能エネルギーの取組を開始したものであり、島田氏からの提案を受けて開始したものではありません。なお、島田氏は国の補助制度にも精通されていることから、地域資源を最大限に活用した再生可能エネルギーの導入を推進する原子力発電施設が近隣に立地する自治体等への支援制度であります「エネルギー構造高度化転換理解促進事業」の活用についてのアドバイスを受け、再生可能エネルギー導入に関する様々な取組を進めることになったものと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今、町長の方からご答弁いただきましたが、内容的には理解といたしますか、ちょっと私の考えと違うんですが、只今、町長の方から再エネ事業、この取組は、職員がアドバイザーに相談したのがきっかけで開始したと、そのようなご答弁でございます。私は、昨年の決算委員会で、脱炭素の取組の経緯について確認しています。手元にその時の会議録があります。これに基づいて伺いますけれども、担当職員の説明によりますと、まず、経過につきまして、私の方からご説明いたします。アドバイザーの方からお話がありましたと、冒頭このように始まっています。それで当時国の方で脱炭素先行地域ということで全国的な募集があって、アドバイザーからのアドバイスで、全国に先行して地域の環境でつくったものを地域で使ってはどうかというようなアドバイスで取組が始まったということで、この会議録に記載されています。このように説明されておりますので、私はこの会議録を根拠に質問をしています。ですから、私の質問が事実と異なるというのであれば、なぜその時に訂正をされなかったのか。私の質問が事実と異なるというのであれば、なぜその時訂正しなかったのか。決算委員会には町長も副町長も出席をして

います。それを私に事実と異なるというのは筋違いでありにも失礼なお話です。事実と異なるというのであれば、根拠を示して納得のいく説明を町長からお願いします。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）町長へのご指名でありましたけれども、まず経過として、私の方からご説明いたします。お手持ちの会議録、私の方にあるものと一緒かなというふうに認識しております。当時発言したのが私ではないかなと、当時企画課主幹でもってですね、地域力創造アドバイザーの関係をしていたと、只今町長から職員のヒアリングを行ったと。行ったのは行っております。私の方ですね、当時、住民課の担当課長がいない場面での答弁でありましたので、私の方からですね、アドバイザーからこの脱炭素先行地域ということで全国募集があって、私ども企画の職員ですとか関係課の職員が一堂に会して提案を受け、意見交換を行ったという旨のご答弁をさせていただいたところであります。その時に訂正をとかということでご意見がありましたが、その辺については町長からのコメントがあるかと思いますが、当時、私が答弁申し上げた段階で、その当時の住民課の参事が島田さんとヒアリングをした内容については、私の方ではですね、この時点では把握できていなかった。ただ流れとしてですね、脱炭素の先行地域の提案があるので、みんなで一緒にということが始まったという旨のご説明をさせていただいた経過ということで補足で説明をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤議員の質問の中でですね、事実と異なるという部分に関しての詳細についてという部分で、ご質問がございましたけれども、佐藤議員の仰るとおりですね、会議録の中で答弁した内容は事実であります。当時、島田氏を招聘するに当たって、各課で何かそれぞれの抱えている課題がないのか、それに対して何か良いアドバイスを貰えるために、いろいろ皆さん提案してくれということで、最初はスタートしました。そのあと島田氏から、住民課が再生可能エネルギーが世界の流れで、国の流れで今そういう動きになっているので、何かそれに関連する事業はないかということで、多分質問したと思っております。その中にこういった事業は、ということでアドバイスを受けて始まった経緯がございます。その中でいえば、全く何もない状況で島田氏が突然この事業を持ちかけられたわけではなく、町として再生可能エネルギーの事業に取り組む中で、何か良いアドバイスはないかということで島田氏から最初はアドバイスを受けた経緯、そういった部分がございますので、そういった部分をちょっと私自身、説明不足で誤解を招いたかもしれませんので、お詫びを申し上げたいと思っております。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）島田氏とはですね、令和3年度にアドバイザーとしてこちらに招聘されましてね、それで仁木町に来庁して6回打合せをしています。それとオンラインで、当時コロナ禍ということもあって、オンラインで3回、計9回行っています。ではどのタイミングで相談されたんでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）大変申し訳ございません。ご通告のですね、質問の内容が脱炭素ということでありまして、その辺のですね、アドバイザーの過去の経緯について担当の企画課になろうかと思っておりますけれども、住民環境課合わせてですね、その辺の資料を持ち合わせておりません。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）駄目ですよ。私の質問に答えてください。休憩してもいいですよ。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時26分

再 開 午前10時55分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩前の佐藤議員に対する答弁が残っております。答弁よろしく申し上げます。本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）まず、不手際がありまして大変申し訳ございません。貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

今ですね、企画課と調べてまいりまして、記録残っているものでご答弁申し上げますと、令和4年1月18日で打合せしたのからですね、脱炭素先行地域の取組ということで記録に残っていると。本町においても過去に小水力等の発電を考えたようだが云々ということで、このタイミングでの記録が残っている限り、ここで脱炭素先行地域というワードが出てきているというところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）いや、これちょっと時間をかけるのはもったいないんですけどね、令和4年1月18日、これは脱炭素事業に関する提案説明ですよ。もうここで提案説明になっていますよ。ですから、この前段でそういう話で相談しないと、ここに提案して来れませんよ。ここで相談して、すぐ提案するんですか。これはちょっとおかしくないですか。

○議長（横関一雄）わかっている人、答弁してください。林副町長。

○副町長（林 幸治）私の方からちょっとお答えします。

ちょっと時系列でいうと、島田氏のやり取りについては1月18日にそういった頭出しの部分が記録に残っておりますけれども、そもそもですね、そのときの状況を考えますとね、脱炭素先行地域については国の流れとしてですね、特にうちはEPZで30km圏内ということでですね、事業対象になるので、経産局を含めてですね、いろんなところからですね、この事業について検討しないかというのが、そもそも背景としてあったんです。その中で担当の方が、そういった背景を踏まえた中で島田さんにご相談されたということなのです。だから島田さんだけが情報ソースではなくてですね、そもそもその状況として、その時のそういった時代背景というか、経過があったということをもっと前提として考えていただきたいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）待ってくださいよ。普通そういう話で事業始まります。副町長も長い間、道庁職員で頑張られてこられたのでね、事前にそういうものを立ち上げる、あるいはそういうときにはですね、事前に、庁舎内でそういうものの検討委員会を設置するなり、プロジェクトを設置しますよ。その上でこういうものを進めていきますよ。その上で島田さんにそういうことを相談されるのではないですか。順序として。道庁は違うかも分かりませんが、笑っていますけれどね。我々はそうやってやってきましたよ。それで、そういうものを職員では知見がないから、それでアドバイザーなり、そういうコンサルに相談しますよ。相談するとしても1社ではありません。何社かに相談して、それで参考にして事業を立ち上げていくもんで

すよ。おかしいですか。どうぞ。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）先ほど町長の一答目の中で、OJT的な手法を通してですね、通常の業務を通してアドバイスを受けていくということなんですね。だからそういった業務的に何と何をお願いするというのではなくてですね、通常の日々の仕事の中でこういった課題があるからアドバイザーに対して専門的な知見というか、その経験のもとでお話をしながら相談して、課題なりを拾い上げていって仕事を進めていくということなんです。だから、委託とかではなくて、その前提としてですね、今回嶋田さんに対しては、仕事の進め方、アドバイザーとしての地域の課題を拾い上げて一緒にやってきましょうという、まず最初の仕切り直しというかですね、課題抽出、それから一緒にやっていったということなんです。だから当然、仕事の進め方としては、ある程度固まってブラッシュアップできていくと、委託をかけたりにして整理して成果品を求めるわけですけども、そうではなくて、そもそも最初の段階でですね、まず、いの一番としてやったところからまず島田さんに関わってもらったということなんです。それが地域力創造アドバイザーの仕事なんで、それにかかわっていただいたということなんで、そういったご理解をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）全然理解しませんね、私。

普通であれば、私も行政マンでしたからね、例えばこういうことをやろうというときには、必ず調査・研究をまずしますよ。例えば先進地に行って調査したり、どういうことを他の町でやっているんだろう。そういうことがまず前提じゃないですか、行政マンとして。いきなり事業に入りますか。その上で、ビジョンをつくったりするのではないですか。物の流れとして、行政マンとして。それがいきなりですね、議会に何にも相談もなく、地域力創造アドバイザーの相談は全員協議会でありましたよ。でも、脱炭素なんて一言も出てきていません。官民連携事業というのは出てきていますけれども、これがどこからどういう形で、この事業を取り組むことになったのか。そこが分からないんですよ、ぼやけてるんですよ。それで1月18日には、もう早くも脱炭素事業に関する提案説明、これはアドバイザーからの提案説明ではないんですか。ですからこの前段であるはずですよ、相談があるとすれば。その会議録もない。至ってずさんですよ。今の役場の体制はそういう体質なんですか。どうぞ。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今までの経過の中でお話しをさせていただきますけれども、そもそも島田氏とのつながりという部分で、先ほどお話ししたとおり、幅広い分野でいろんな町の課題解決に向けていろんなアドバイスをもらうということで、アドバイザーを担っていただいた経緯がございます。その中で、国の事業でありますこうした再生可能エネルギー事業に対するもので、町として何ができるのかという部分で、正直、これでいこう、この事業で進めようというようなことがなかなか町としては知見がなかったもので、ですからうちの町にとって、ではどの再生可能エネルギーが適しているのかどうか、そういうことを見極めたかったというのは事実なんです。そういった意味で、町のお金をそのまま使って実証実験をして、効果が出ませんでしたということになれば、これは町として大きな損失になりますので、国が広くいろんな自治体に対して実証実験してもいいから、どんな再生可能エネルギーが適しているかということを実証実

験しなさいということで、この補助金があるというふうに我々認識しております。その過程の中でうちの町、仁木町で何が一体適しているのかということで、今回こういった運びになってきた次第でございます。そういった部分で、見えづらい不透明な部分があるかもしれないですけども、どこの自治体もですね、今そういう形で動いているのも事実でありますので、そこで仁木町として今までこの事業に対して取り組んできた次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）全然論点が違います。時間がないからからもったいないんですけども、そのとき、昨年の、先ほど本多課長が答弁していますけれどね、後段、「高速道路のインターがつながる1番線のにぎわいですとか、いろんな面で意見交換をさせていく中で、脱炭素地域を先行してということで、提案を受けた」というんですよ、提案を。脱炭素先行してということで、島田氏から、アドバイザーから提案を受けて取組を進めた。それで挑戦をしたいというような経過です。これは明らかにワンテーブルの社長の提案ですよ。いいですこれは。もう、まあ納得しません。これ時間かかるから次に行きます。

次もこれ関連していますよ。ちょっと時間が長くなりますので、ご了承ください。次の質問もですね。極めて重要な質問になります。多少時間もかかりますけれどもご了承願います。

私が昨年10月の令和4年度決算審査特別委員会において、「再エネビジョン策定委託業務の予算見積りや仕様書の作成を誰が作成したのですか」ということで確認しています。その際、「退職した元住民課参事が作成した」との説明でしたが、しかしその作成の根拠となる資料は「引継ぎが悪く、過失してしまった」失くしてしまったと。この重要な書類を失くしてしまったということで、説明を受けてるんですよ、私。ところが、この度の住民監査請求に関連して、公文書の開示による様々な情報が新聞折込を通じて公開されているのは皆さんご存じのとおりです。その中で、町が見積書や仕様書を特定の業者・ワンテーブルです。徴取、あるいは依頼しているかのようなメールのやりとりについて確認することができます。見積書、これについては令和4年5月19日に国へ申請するためワンテーブルから町へ、ワンテーブルの何々です。見積書を作成したのでお送りします。仕様書に関しては同じく令和4年6月27日に町からワンテーブルに対して、仕様書の案といたしますか、たたき台がありましたらご提示いただけないでしょうか。29日から開催される議会で、6月議会です。町長から説明するため、予算審議の段階で様々な質問をされることが想定されますという内容で、仕様書の提示依頼をしています。更に、令和6年3月14日付けの住民監査請求の審査において、委託業務の発注に当たっては、ワンテーブルの見積書を積算根拠としたプロポーザル選定委員会での検討を経るなどして、委託上限額として仕様書に記載されていたとの報告をされています。これは明らかにワンテーブルから、しかも1者を限定して見積りをとったという裏づけではないでしょうか。委託上限額というのは、言わば予定価格です。これら一連の行為が事実であれば、事実であれば、ワンテーブルが事前、発注前にすべて知り得た情報です。他社と競争する上で、非常に有利に作用すると私は思います。そして、公募結果、応募してきたのはワンテーブル1者、そして受注しています。ワンテーブルが、ご存じですね。予算額、委託上限額、契約額、すべて同額の3190万円。この事業はアドバイザーのワンテーブル社長・島田氏のアドバイスから受注まですべてワンテーブルオンリーです。いずれにしても委託上限額を定めるに当たり、ワンテーブルからどのタイミングで見積りを依頼したのかは定かではありませんけれども、元住民課長が自ら見積書を作成したというのであれば、あえてワンテーブルから見積りを取

る必要があったんでしょうか。非常に私、これは疑問に思います。これらの一連の経緯を精査するに、決算委員会での説明と整合性が取れないと思います。納得のいく説明をお願いします。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）私の方からご説明させていただきます。

こちらの経過でございますけれども、今、佐藤議員が仰ったとおり、そういった流れでございますけれども、まず一つあの前提として、今回公募型プロポーザル方式なので、予定価格、いわゆる参考額、それについてはオープンにしておりますので、決して事前にそういった談合とかそういったことではなくてですね、オープンにした上です、公募しておりますので、そういったこと、まず前提として違うということをご理解していただきたいと思います。それと見積額についてはですね、他の事業でも同じように、多くの場合はですね、他の事業者から参考見積ということを取った上です、予算要求等の参考にさせていただいておりますので、とりわけですね、これが何というんでしょうか、特別扱いをしたということではなく、一般的な仕事の流れとしてですね、やっていることでございますので、特段そんな切り取ってですね、問題視されるということにはならないのではないかなというふうに思っております。それとですね、今回最初、町長の答弁からもですね、公募型プロポーザル方式をなぜ選定したのかという、かなり詳しく説明させていただきましたし、公募型プロポーザルの方式についても、内容に書いてあるとおりですね、いわゆる価格だけではなくてですね、専門的な知見、専門性、創造性そういったものを含めた中での提案をいただいた上での決定ということでございます。その中で、一つとして参考的に価格が設定されているわけですが、その価格もオープンしておりますので、ですから決してですね、価格オンリーで競争性がなかったということではなく、総合的に見た中でですね、公募をいただいて、インターネットで公告しているわけですから応募しているわけですから、もう要するに世界にくまなくですね、情報がいつているわけで、その中で応募していただいたということなんで、決してそういった疑念を持たれるようなことはないのではないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今、林副町長からいろいろ説明がございましたけれども、契約限度額、それで決めるものではないと言いながらもですね、例えばですよ、甲乙つけがたい提案があったとします。前仰ったように、仰っていますよ。その場合は低い方を選ぶんだと。低い方を選ぶんだと。価格競争じゃないですか。最後は、どうですか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）もしそういった状況でいいますと、そういった要素になると思いますけれども、佐藤議員もご承知のとおり、例えば競争入札で同一の価格については、くじを引いたりして決めることがあります。だからそれと同じような意味合いになるのではないかなというふうに考えておりますので、あくまでも提案の内容によってですね、プロポーザルは公募式で選定したということでありまして。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）全然釈然としませんね。

ではなぜ監査の審査報告で、ワンテーブルの見積りが入っていますよね。これがどうも私、解せないんですよ。であればそういう形で町は、これは監査委員に責任はないですよ。町から出した資料で監査する

わけですから。この時点ではワンテーブルの見積りしかなかったのではないですか。だからこういう講評になるのではないですか。これ、納得いくように説明してください。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時16分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤議員に対しての答弁が残っております。ですが時間が来ておりますので、簡潔に答弁をよろしくお願ひします。林副町長。

○副町長（林 幸治）どうもすいません。お時間を取っていただきましてありがとうございます。

確かに今回、1者しか見積りを取れなかったという点についてはご指摘のとおりだと思いますけれども、一般的にですね、要するにあまり関わる業者がない場合とか、そういったものについてはですね、必要最小限の業者になってしまうこともあるということも事実だと思いますので、今回1者はあまり適正ではない、競争性が確保されない点で適切ではなかったと思いますけれども、こういったことも全くこれが異例ではなかったというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）時間経過して大変申し訳ありません。

全く理解していません。以上で終わります。

○議長（横関一雄）次に、『各拠点施設の方向性は』以上1件について、野崎議員の発言を許します。5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）それでは、各拠点施設の方向性は、について質問させていただきます。

現在、人口が減少している本町は、ますます複雑化・多様化する行政需要に的確に対応するために、社会経済環境の変化や国の政策動向を踏まえ、効果の低い事業を徹底削減し、効果の高い事業に転換することで、最小の経費で最大の効果を上げ、効率的な予算配分に努めることが求められています。そのような中、高規格道路のインターチェンジ開通により、観光拠点としてリニューアルを進める農村公園フルーツパークにき、スキー場リフトやナイター照明の改修によりレジャー拠点としての構想があるコンサドーレ仁木パーク、多様な人々が気軽に集まり交流できるようワーキングチームによる検討が進められている銀山地区の新しいコミュニティ施設等、各拠点施設の整備が進められています。そこで、各拠点施設の構想についてお伺ひします。1. フルーツパークにきは集客要素が求められると考えるが、リニューアルの具体的な構想は。2. コンサドーレ仁木パークのレジャー施設としての今後の見通しは。3. 仁木町民スキー場の駐車場やロッジを整備する考えは。4. 町が考えている銀山地区の新しいコミュニティ施設の構想は。以上お伺ひいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）野崎議員からの、各拠点施設の方向性は、の質問にお答えします。

1点目の「フルーツパークにきは集客要素が求められると考えるが、リニューアルの具体的な構想は」についてであります、「農村公園フルーツパークにき」については、至近に設置される（仮称）仁木インタ

ーチェンジの開通が本年度末に予定され、今後、札幌圏とのアクセスが飛躍的に向上し、本町が後志観光のゲートウェイとしての役割を担うことが推察されることから、観光拠点としての役割がことさら重要になっていくものと考えております。本年3月に策定した「農村公園フルーツパークにき再構築事業基本構想」では、施設の設置目的を土台として、地域の振興及び活性化に寄与する内容であれば改修が可能とされていましたが、設置目的に対し価値を付加する場合も含め、改修を行う際は国との詳細な協議が必要となり、承認までに相当の時間を要することが想定されることから、北海道と協議し、現有施設のコンセプトや機能を変更せず、地域農業・農村の状況やアクセスの向上などを踏まえた機能強化にも対応できるよう大規模な修繕を行うこととしております。

2点目の「コンサドーレ仁木パークのレジャー施設としての今後の見通しは」について申し上げます。株式会社コンサドーレは、老朽化が進んでいる公共施設に対する今後の維持管理及び運営、それらに係る財政負担の増大等、課題解決に向けた取組として、民間提案制度によるプレゼンテーション審査を経て、現在、ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者として鋭意活動を行っております。既に同社は、ふれあい遊トピア公園に係るネーミングライツの獲得やパークゴルフ場におけるコンサドーレ杯の実施等、民間提案制度において提案のあった項目について着実に実現しているところであります。さらに同社は、本町を始め道内の多くの自治体での経験やノウハウを活かした新会社を設立し、北海道各地の生活者の暮らしに寄り添いながら、北海道全域を魅力ある地域へと発展させることを目指した取組を行っていることから、町といたしましても、生涯学習の充実や観光の振興等、同社が捉えている本町が抱える地域課題の解決に向け、同社との協働はもとより、コンサドーレ仁木パークの活用を通じて認知を広げ、町内外を問わない交流とコミュニティの形成のほか、様々な施設との連携を深めていくことで相互送客の実現に向けた取組を行ってまいりたいと考えています。

3点目の「仁木町民スキー場の駐車場やロッジを整備する考えは」につきましては、駐車場及びロッジは、現状及び移設した場合のメリット・デメリットを精査し、スキー場利用者が何度も訪れたいような施設を目指し、指定管理者はもとより、関係スポーツ団体などと協議の上、検討してまいります。

4点目の「町が考えている銀山地区の新しいコミュニティ施設の構想は」についてであります。銀山地区における新たなコミュニティ施設の検討に当たっては、昨年、銀山地区の皆さまを対象としたタウンミーティングを開催して以降、公募による地域住民10名と役場職員が参加するワーキングチームを立ち上げ、これまで計3回の会議を開催し、新たな施設でも続けていきたい活動や施設に求める機能など、様々なご意見をいただいているところであります。これらの意見を踏まえ、本年度を目途に「銀山地区における新たなコミュニティ活動マスタープラン」を策定することとしていることから、より具体的な設備・機能などについて、引き続き地域住民と協議を進めてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の答弁としては、農村公園フルーツパークにきとして、再構築事業基本構想とはならないのか。国との協議をしても時間がかかるとのこと、この要する時間とはどれほどかかるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）河井産業課参事。

○産業課参事（河井 健）只今のご質問にお答えをいたします。

再構築事業基本構想につきましては、施設の現状や課題、町内外の需要や周辺環境の変化等を総合的に判断した上で、第6期仁木町総合計画の観光分野の目標であります「町民とともに築く豊かで活力ある産業振興を」を根幹に据え、周辺観光の窓口となる観光拠点、地場産品の全てが集まる物産拠点、町民や観光客の憩いの拠点など、五つの基本方針を定めたものでございますので、基本構想自体に影響を及ぼすものではございません。

また、国との改修に係る協議に当たりましては、当初整備いたしました会議室や調理実習室、育苗施設などの管理棟や多目的広場などをどのように改修するのか、施設や部屋ごとに当初計画時の目的と、今後の利用方法等を対比して整理する必要がございます。特に本事案につきましては、補助金の返還も想定されることから、詳細かつ慎重な協議が求められることが考えられます。また、北海道後志総合振興局、北海道農政部、農林水産省の順に段階的に協議をしていくことで、相当の時間を要することが想定され、他の自治体のケースでは、複数年にも及んだとの事例もあると伺ってございます。更に、協議に当たり、変更後の内容を詳細に示すことが求められることから、協議前に設計を終える必要がございます。協議後に変更が生じた場合は設計のやり直しが必要になることから、この点からも相当時間が必要になるものと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）具体的にどのぐらいの年数がかかるのかということは、現状としては出ないのかなという感じがしておりますけれども、今拠点として、農産物などあらゆるものが支障なくやっていけるというような、お答えですけれども、今の町が当初構想していた現状としては、非常にかけ離れてきているのかな。今の現状でうまくやっていけるのかどうか、その辺はどうなのかお伺いをしたいと思いますけれども、まず取組としては、外部の大規模修繕にしか過ぎないのか。また、いろいろな事業者が入って来れる体制というのが現状としてはどうなのか。今、問題はないと言いますがけれども、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）河井産業課参事。

○産業課参事（河井 健）只今のご質問にお答えをいたします。

改修であればですね、国との協議が必要となるわけでございますけれども、施設の設置目的に沿った機能の維持のため経年劣化した部材ですとか、建具の交換・修理などを行うなど、現有施設の改修や模様替えをおこなわない修繕としておこなうこととしており修繕の範囲で機能強化や雇用の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

フルーツパークにきはこれまで弾力的に施設を利用してきており、過去2回にわたる会計検査院の実施検査においても、指摘や指導されることがなく容認されてきております。このことから修繕後におきましても、これまでの考え方を踏襲し、地域の農業・農村の変化に応じ、弾力的な使用に努めてまいりたいと考えております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）観光拠点としての機能の強化が、何か改修・修繕だけで、何か見えてこない状況なのかな。イベントにおいては非常に人も来ていただき、にぎわってもらえている。この集客構想として、どの

ように考えていくのか。また、地域型としてどのように考えていくのか、レジャーの場所としても、どのように考えていくのか。今駐車場においても、車中泊など、更に冬場の構想というのが全く見えてきていないのが状況です。この辺に対して今後どのように対応していくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今後イベント以外での基本的構想という部分でありますけれども、先ほど申しあげましたとおり、今後、後志自動車道の延伸に伴い、いろんな部分で観光需要ということが見込まれますので、それに合わせて受入体制として、これまでは冬期間閉鎖しておりましたけれども、冬期間も開けて施設を1年間通じて運用するようなことも求められてくるのかなと。ただ、その中にはやはりソフトの部分で何を今後、魅力的な観光的要素として生み出していかなければならないのかということですね、これから検討していかなければならないんですけれども、今幸いにして観光的な要素という部分では、ワインも含めてですね、非常に仁木町としては非常に高まってきている部分がありますので、そういった強みを生かしてですね、こういった施設に組み込み、更に魅力的な施設としてですね、生まれ変われるようにですね、修繕をしていろいろ施設の在り方をですね、これから前向きに検討してまいりたい。そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）町長いろんな取組を今後考えていきたいということですが、実質今は、観光拠点として取り組んでいく中においては、もう発想していなければならないのかな。自分たちも町長に後で聞こうと思ったんですけれども、町長の構想としてはこういうようなものにしていきたいというものが、もう随時出てきて良いんじゃないかなという感じ。今お答えをいただいている中においては、考えていきたいとか、そういう次元ではない。もう隣には、もう道の駅構想がもうできている。それに対応できるだけの仁木町の観光拠点としてどのように考えていくのか、それはもう出ていなければならないのかなという感じがしていますので、町長として今はワインとかそういうものに頼って話をしていますけれども、人を呼べるだけのものに拠点としてなっていけるものなのかどうか、その辺具体的なものがあれば、町長お願いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）これまでのフルーツパークにきの在り方として、やはりシーズンはかなりの入込み人数はありましたけれども、時代とともにですね、年々減少した傾向があり、指定管理者が変わり、その都度その都度魅力づくりに努めてまいりました。施設ができてもうかなり経ちましたけれども、まだなかなか先ほど申しあげましたとおり、抜本的な改修をするに当たっては非常にハードルが高いと、それであれば何をすべきなのかという部分で、今ある中でできる限りの中で、最大限努力しようということこれまで構想を詰めてきたところでございます。その中でワインに特化した施設という部分で私は訴えてきましたけれども、ただ財政状況等をにらみながらですね、タイミングとして予算の関係もありますので、そういったこともにらみながらですね、どのタイミングが1番ふさわしいのか、適しているのかということですね、見据えながらこれから計画を立てて構想を練っていききたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）先ほど町長も、冬場の構想もちょっと考えていきたいという形ですけれども、集客を年間通して呼び込んで来られるものとして、今はワインとか、また、いろんな食事ができるとか、そういうところでなければ、なかなかお客さんが来ないという実態になってくると思います。その辺の取組として、やはり今後、きちんと踏まえた中で年間を通して運営していくという、指定管理者の中で進めていくのであれば、それなりのものをきちんと話をできるようなものに町として考えていかなければならないのかなという感じがしていますけれども、その辺は町長、どう考えられますか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）確かに本町での冬場のシーズンの観光づくりというのは非常に難しいというのはこれまでの過去を振り返っても、いろいろな部分で我々認識しているところでございますけれども、ただ今高速道路もつながり、これだけインバウンドのお客さんを含め、町内外からたくさんの方々があの施設を利用していただいている傾向がございますので、これを弾みにしてですね、あの施設の魅力づくりに努めてまいりたいと思うんですけれども、ただ冬場あそこをオープンするとすると、今までなぜ冬場オープンできなかったのかという要因を考えたときに、やはりなかなかお客様の入込数が少ない中で、その中で人も確保しなければならない、そういった部分でいろいろ苦労が多く、これまで冬期間閉めていた経緯がございます。であれば、この冬期間どういう形で人を呼び込むことができるのかということですね、きちんと見極めながら、これから分析し、その魅力づくりに向けてこれから努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。商売は至って難しいものでありまして、やはりそこはきちんとですね、我々専門的な分野も含めてですね、きちんと分析しながら進めていかなければ、側は作ったはいいいけれども、入込数が少ないということであればですね、後で本末転倒になりますので、その辺の部分をしっかり慎重に前向きになりながらですね、分析してこれから調査・研究含めて進めてまいりたいと思っています。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）ぜひとも仁木町の観光の拠点として、やはり充実できるものにやはり進めていただきたいと思っておりますし、進めなければ町としても観光としては成り立たないのかなという感じがしています。

それでは、2点目として、レジャー施設としてですけれども、民間提案制度の取組の中でコンサドーレ仁木パークとしてのネーミングになり大変期待をしております。まずは、パークゴルフ場などの利用実績状況について、どのようになったのかお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）河井産業課参事。

○産業課参事（河井 健）只今のご質問にお答えをいたします。

パークゴルフ場の利用実績につきましては、平成21年度までは2万人台、令和2年度には1万人を割り込み9090人、コロナ禍により令和3年度は6537人まで落ち込みましたが、令和5年度につきましては7468人という実績となっております。パークゴルフ場につきましては、仁木町パークゴルフ協会等が主催する大会の他、先にご答弁申し上げましたが、指定管理者が自主事業として行っております、コンサドーレ杯につきましては徐々に定着してきておりますので、今後の継続した運営に期待をしているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）今、利用されている方々の実績としては、最大2万人からの方が利用されていたとい

う現在は7000人、非常に町内外を問わず交流ミーティングの形成など連携を深めて相互送客の実現に向けた取組を行うとのことですが、この辺の具体的な内容を、もう少しお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）河井産業課参事。

○産業課参事（河井 健）只今のご質問にお答えをいたします。

コンサドーレ仁木パークにつきましては、パークゴルフ場だけではなく、テニスコート場、ストリートバスケット場や野球場、そして現在改修工事を行っております町民スキー場など、子どもから大人まで1年を通して様々なスポーツ活動が可能な公園となっております。町といたしましても、株式会社コンサドーレから民間提案制度のプレゼンテーションの際に提案のございました、スポーツを活用した札幌・北後志エリアに係る関係人口拡大実現に向け、同社のネームバリューを活かし同社のスポンサー企業などと連携の上、積極的に誘客を行うべく検討を進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）積極的に取り組んでいきたいというお話ですけれども、先ほどの利用者が減っている状況、また今回の野球場、バスケット場いろんな形の中で、集客・利用者が減っている状況に見えます。

現在、パークゴルフ場の閉鎖が道内で相次いでいると新聞記事が出ておりました。道内のパークゴルフ会員数はピーク時に比べると7割の減少でパークゴルフ場も減少する可能性があるという新聞記事でした。これに対して、コンサドーレ仁木パークとしての対応策がどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）河井産業課参事。

○産業課参事（河井 健）只今の質問にお答えをいたします。

新聞記事にございました昨年度閉鎖したという5か所につきましては、いずれも民間が運営するコースでありまして、その背景といたしましては、利用者の減少で民間は採算がとれず、利用料を値上げしたくても格安の自治体の公認コースに利用者が流れるため値上げできない事情もあるとのございました。利用者数の減少につきましては本町でも例外ではございません。昨年度の利用者7468人につきましては、5年度前の平成30年度に比べて約39%減少しておりまして、コロナ禍だった令和3年度を除き減少傾向にございます。一方、道外では、若者やファミリー層を中心にパークゴルフ人気が高まってきております。このことを株式会社コンサドーレも関心を持って見ておりまして、同社のブランド力を活用し、これまで同様パークゴルフを広く訴求し、コンサドーレ仁木パークの入込者の増加につなげることを考えているということをお伺しております。競技人口が減少局面である中、少しでも多くのお客様に楽しんでプレーをしていただけるよう、指定管理者として適正なコースの維持管理はもちろんのこと、指定管理者も含めパークゴルフ協会などのスポーツ団体が実施する大会について、今後においても継続をし、魅力ある大会を実施するなど少しでも競技人口が減るスピードを抑えるよう支援をしまいたいと考えております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）ぜひとも少しでも減少を食い止める方向性というものを、やはり見いだしていかなければならないと思いますし、何が不足しているのかということも課題の中に出てくると思います。今回このパークゴルフ場に関連して、昨日パークゴルフ場へ行ってプレーをしながらちょっと周りの状況も見さ

せていただきました。非常に芝とかそういうものに対してはきれいに整備されているのかなと、一部待合椅子がちょっと破損したりしている部分もありましたが、非常に管理的には良くしているのかなという感じも見受けられました。それなのに、やはり人がこないという。何か不足している。それこそコンサドーレ仁木パークという、コンサドーレというネーミングの中でもやはりなかなか人が増えて来ない。これは何なんだろうという、現象だけなのかどうかという。やはり隣の町村、余市町でもかなり人が減っているのか、どうかは分かりませんが、見る限りは結構人が余市町は来ているのかなという感じ。何か不足している。その辺をちょっと探っていただきたいという思いであります。ぜひともスキー場も整備され、そういうような中で夏冬通してレジャーが楽しめる場所として、最大限PRをしていただきたいという感じもしております。

次ですけれども、コンサドーレ仁木パークとして、指定管理ですけれども管理棟の活用が全くなされていない。これは何に使おうとしているのか、ただ受付だけをするための管理棟なのかどうか。せっかくネーミングライセンスが入っているんでね、最大限、子どもたちが行って、いろんなものをあの中で見たりなんなりすることも大切なのかな、活用してほしいなという感じで見えておりましたけれども。何か取組を今後考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）河井産業課参事。

○産業課参事（河井 健）只今のご質問にお答えをいたします。

公園内のセンターハウス管理棟についてでございますけれども、管理棟につきましては、これまで休憩室としての利用や飲食の提供などを行ってきた実績がございますが、隣接地に物販及び飲食施設等ができるなど現在では時代の変遷とともにその役目を終えている状況となっております。令和3年度に策定いたしました仁木町個別施設計画では、管理棟につきましては、解体の方針とし現建物を当面維持は行っていますが、修繕等につきましては極力行わないこととしておりますので、現時点で更なる活用の取組については考えてございません。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）全く今まで活用されない中で、最後は解体という方向ではなく、やはりこのコンサドーレという中で、指定管理かもしれませんけれども、言われただけやっていたら良いのかもしれませんけれども、何か一つ、コンサドーレってこういうものだというものを、やはりここでも良いからちょっと發揮してもらいたいなという感じ。指定管理の中でやるのであれば、これはコンサドーレでなくても、今までの指定管理の方でもやれたんですよ、はっきり言って。何のためにコンサドーレを呼んで来ているのか。指定管理の中に入って来たのか。何かを変えたいから来てもらう、来てくれていると思います。コンサドーレも何かをしたいという感じで来ているのかは分かりませんが、その辺、まだまだ活用性があるのではないかなという思いであります。ぜひとも良く指定管理とお話をした中で、こういうところはこういうふうに使いたいとかということが、やはり出てくるのではないかなという感じがしますけれども、その辺のお考えはどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）昨年度から運営していただいております、管理していただいております株式会社コンサドーレでございますけれども、ふれあい遊トピア公園及びリニューアルするスキー場のさらなる魅力づ

くりに向けて、今いろいろ取組を展開すべく、今準備をしていただいているところでございます。現時点ではいろんな課題に向き合いながらですね、少しずつ解決策に向けて努めていただいているところでございまして、今後も多くの町内外の方々に利用していただくべくですね、今後、魅力を発信していただければというふうに期待をしているところでございます。野崎議員が仰った管理棟につきましても、私が仁木町に来た11年前からもう既に使っていない状況でありました。使ってこなかった背景として、先ほどお話ししましたが、周りに飲食店ができ、あそこの必要性がなくなってしまったと、だとしたらあの施設をですね、有効活用できる方法はないのかということで、今までいろいろ策は練ってきたことはありますけれども、ただそれに対する費用対効果、予算の部分でですね、かなり今老朽化が激しい管理棟になってきておりますので、そういった部分をかけてまであそこをリニューアルする必要があるのかということをしっかり見極めながらですね、今後コンサドーレといろいろ検討していきたいなというふうに思っている次第でございます。

○議長(横関一雄)野崎議員。

○5番(野崎明廣)町長が答弁されて、費用対効果、色々諸々が出てくると思います。しかし、壊してしまえばもうそれで済むという形ではなく、もう1回コンサドーレと何かやれないかという、あそこにいろんな子どもたちが入って、見て楽しめるものとかそういうものをやはりコンサドーレとしても出てくればという感じがしていますので、もう少しやり方、せっかくのコンサドーレ、活用すべきではないかなと、町が活用すべきではないかなという感じがしています。その辺、よろしく今後対応していただきたいなど。

次に、移りますけれども、仁木町民スキー場ですが、関係スポーツ団体と協議をされるようですが、ロッジ、駐車場などは、現状のまま活用するという理解でよろしいのでしょうか伺います。

○議長(横関一雄)佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)スキー場の部分でございますけれども、今後リフト改修工事がですね、終了する令和7年末のオープンに合わせてですね、今後スキー場の新たな看板を設置したりして、いろいろリニューアルを図っていきたいなというふうに思っているところでございます。仁木町のスキー場はご承知のとおりリフトが1機しかない小さなスキー場でありまして、ただ需要としてはですね、この近隣町村ではやはり今リゾート化して、子どもたちがなかなかスキーを滑る場所がないということで、私もいろいろお話を伺ってきたところでありますし、自分自身もそういった光景を見てきた者の1人であります。そういった部分ではですね、本町の子どもたちに限らず、近隣町村の子どもたちも含めてですね、あのスキー場を有効活用できるような場所にしたい。人材育成のできる場にしたい。そういった思いで今回、あそこのスキー場のリニューアルに至ったわけでありまして、そういった部分では人材育成に力を入れているコンサドーレさんに対してもですね、そういった部分を求めてですね、これからスキー場の一体化を図ってきたいなというふうに思っている次第でございます。

○議長(横関一雄)野崎議員。

○5番(野崎明廣)町長も、近隣町村、またいろんな形の中で考えていきたいというご説明ですので、1点だけ、今町民スキー場の看板としては、全く木が茂り見えない。それに傷みが非常にひどいという状況。これの修理としては、今町長、ちょっと話が出た看板については修理する方向性があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）リニューアルに合わせて、そういった看板等ですね、もちろん改修していくことで我々も考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）4点目ですけれども、ちょっと時間がありませんけれども、銀山地区ワーキングチームによるミーティングを実施・開催されており、非常に感謝をしておりますが、町が考えている構想としては何もないのか。また、全てワーキングチームに委ねるのかどうか。その辺が、町の構想として出ていない。その点をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）銀山地区のですね、ワーキングチームに関しましては、銀山地区の未来の活動に適したですね、拠点の整備、在り方をですね、行政と地域の協働によりまして、調査・研究をすることを目的としております。その中で検討した結果をですね、踏まえまして、答弁でも述べさせていただきましたが、銀山地区における、新たなコミュニティ活動マスタープランを町が策定することとしております。

町としてはですね、ワーキングチーム会議の中でのご意見はなるべく取り入れたいという、新たな拠点にですね、考えているところでございますが、この会議の中でも述べさせていただいているところですが、財政的な制約ですとか、あと大きな施設はなかなか難しいというふうなことで申し上げさせてもらっております。ワーキングチームで出された意見全てがですね、構想に、このマスタープランの方にですね、取り込まれることはちょっと難しいのかなというふうなところでご理解いただければと思います。まだこれからですね、複数回ワーキングチームを開催予定としておりますので、なるべくですね、ワーキングチームの皆さまと議論を深めながらですね、意見を賜りたいというふうに考えているところです。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）ワーキングチームということで、いろいろ町の構想としてはまだなかなか出てきていない。

銀山の小学校の敷地活用として考えがあるのかどうか伺いたと思います。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。時間が来ておりますので簡潔に答弁お願いします。

○企画課長（奈良充雄）銀山小学校につきましては、現在義務教育学校の設置に向けて銀山中学校の方に移行するというふうなことになっております。小学校の校舎につきましては、取壊しかそれとも利活用していくのかというのはまだ現在検討中でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）今、そこを活用する考えがあるのかどうか、コミュニティ施設としての考えがあるのかということをお聞きしたかったんですが。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）その部分も含めまして、検討しているところですが、同地に関しましてはですね、地滑りの警戒区域にかかっている部分もございます。その辺もですね、考慮しながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（横関一雄）野崎議員、時間が来ました。

○5番（野崎明廣）時間がきてしまいましたので、最後にちょっと町長に聞きたかったんですけども、先ほど何点か、町長の方向性というのが出てきたんですが、今後の町長の構想としてどう考えているのかということは、これからいろんな課題となってくると思いますけれども、十分、地域観光、レジャー、地域コミュニティとしての構想として、町の方向性をきちんと出してほしいなという感じがしていますので今後ともよろしく願いをしたいと思います。以上で終わります。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8・一般質問を続けます。『町内の空き家と町営住宅の状況は』以上1件について、木村議員の発言を許します。3番・木村議員。

○3番（木村章生）それでは、町内の空き家と町営住宅の状況は、について質問したいと思います。

現在、本町では新規就農者や特定技能実習生が増えており、それに伴い住居を探す人が増えてきています。特に、特定技能実習生等はかなり増えており、町でも職員住宅の活用などの施策を実施していますが、今もなお受け入れのための住居を探している人が多く、私も相談を受けることがあります。特定技能実習生は、今後も農業のみならず、介護分野など多くの業種で必要とされることが予想され、住居の確保は喫緊の課題であると言えます。昨年の第2回定例会の一般質問では、町内の空き家調査の結果について、「データベースを有効活用し、空き家の利活用に対する意欲を喚起する施策につなげてまいりたいと考えている」との答弁もありました。そこで、以下の点についてお伺いいたします。1.現在の町内の空き家の状況は。2.空き家の利活用に対する施策の開始時期と内容は。3.町営住宅の空き室数とその管理状況は、について質問したいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）木村議員からの、町内の空き家と町営住宅の状況は、の質問にお答えいたします。

1点目の「現在の町内の空き家の状況は」についてであります。令和3年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施いたしました空家等実態調査におきまして95件を空家と推定し、そのうち小規模の修繕により利用が可能と判定した空家を5件としたところであります。このうち、現在も利活用されていない空家はありません。残りの90件につきましては、管理されていないように見受けられる家や損傷がある家などとなっており、ある程度修繕しなければ入居が困難と判断しておりますので、入居可能な空家と認識しておりません。この他、新規の空家に関する詳細な情報は把握しておりませんが、町内において修繕なく入居可能な空家はほとんどないと認識しております。

2点目の「空き家の利活用に対する施策の開始時期と内容は」について申し上げます。空家に対する施策につきましては、昨年の第2回定例会でもご説明させていただいておりますが、様々な施策を実施する上でその指針となる、空家等の対策計画の策定が必要と考えております。本計画は道内で約7割の自治体が策定しており、空家の調査や発生の抑止のほか、利活用の促進を内容とする「(仮称)仁木町空家等対策計画」を本町においても本年度中を目処に策定する予定としております。さらに町といたしましては福祉

や産業分野において外国人材の確保に伴う住居の不足は喫緊の課題と認識しており、今後計画に基づく空家の掘り起こしなどの施策とともに住居確保に向けた総合的な対策を次年度に向け検討してまいりたいと考えております。

3点目の「町営住宅の空き室数とその管理状況は」につきましては、9月17日時点では、町営住宅の空き室数については、大江団地が4件(そのうち1件が入居手続中)、ぎんれい36が2件、特定公共賃貸住宅については、かがやき8が1件、さわやか4が1件、ほたる4が1件となっております。なお、昨年同時期では、大江団地が2件、ぎんれい36が11件、かがやき8が3件の空き室がありましたが、ぎんれい36については、特定技能外国人や地域おこし協力隊員などの入居により、空き室数が大幅に減少しております。また、町営住宅の管理状況については、室内の換気や冬期間の凍結防止対策として、給湯ボイラー等の水抜き、トイレやお風呂などの排水溝に不凍液を入れるなど、機器の損傷がないよう管理を行っているところであります。以上でございます。

○議長(横関一雄) 木村議員。

○3番(木村章生) それでは質問したいと思います。

只今の町長の回答の中でですね、令和3年度に調査したときには95件の空き家があって、利用可能な家が5件ですが、現在ほども使われていないというような状況というお答えをいただきました。現在もこの95件というのは、この家ですね、持ち主といいますか、誰が所有しているのかということは町の方では押さえているのでしょうか。

○議長(横関一雄) 奈良企画課長。

○企画課長(奈良充雄) この調査時点ではですね、約8割ぐらいは所有者を確認しております。この95件のうちですね、実際にもう既に6件程度、滅失されておりますので、実質的には89件が今もありますという状況になっております。それで先ほど修繕なく入居できるのではないかと判断した5件につきましてはですね、既にもうほぼ入居済みですとか、他の利活用がされているということで、すぐに入れる空き家というのは今のところほぼないのではないかと認識でございます。以上です。

○議長(横関一雄) 木村議員。

○3番(木村章生) 5件については利活用されているんですね。

それで今現在仁木町ではですね、新規就農者が増えております。それで新規就農者についてちょっと伺いたいんですが、新規就農者はどのぐらいの数が入ってきて、どこに住んでいるか。空き家がない状態に入ってきているんですけども、どこに住んでいるのでしょうか。

○議長(横関一雄) 浜野産業課長。

○産業課長(浜野 崇) まず、新規就農者のことについてですね、お答えしたいと思います。

新規就農者の定義はですね、それぞれ考え方で解釈が異なりますので、ここではですね、次の世代を担う49歳以下の方で農業者を志向する方が受給可能な、農業次世代人材投資事業経営開始型の交付を受けている方を本町における新規就農者としてですね、集計した数値について、ご報告・ご答弁させていただきたいと思います。本町ではですね、この事業を受けられている方が、平成27年から、今年、令和6年までの10年間で36名の方が新規就農者として営農をされております。また令和2年からですね、5年間ではですね、19名の方ということになっておりましてですね、お住まいということになりますとですね、それぞれ

個々いろいろとあるんですけども、居抜きですね、そのまま住宅を畑付きで買われた方はそのまま住まわれているというふうにお聞きしていますが、他にはですね、町営住宅に住まわれている方、あとは民間のアパートに住まわれている方、それぞれというふうに我々の方では把握しているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）木村議員。

○3番（木村章生）居抜きのところに入っている方、また町営住宅に入っている方ということなんですが、業種的には、どのような割合と言いますか、今こちらの方でお分かりになりますか。トマト農家であるとかワインをやっているとか、そういう業種です。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）新規就農者の作付品目についてでございますけれども、先ほど答弁いたしました平成27年からの10年間で36名中、そのうちですね、23名の方はミニトマトを作付されております。次いで多いのが12名の方で桜桃、その次は9名の方がブドウを作付されております。ただ複数の品目を作られているので、ここではですね、重複するということで合計数が合わないところもありますけれども、いずれにしてもですね、ミニトマトが1番多いという状況でございます。以上です。

○議長（横関一雄）木村議員。

○3番（木村章生）わかりました。

居抜きで入られている場合は良いのかなと思いますけれども、町営住宅とかに入っている場合はだんだん年収が上がってくるにしたがって、町営住宅では厳しくなってくる現状も今後出てくるのではないかなと思います。

そこでですね、二つ目の質問に入るんですが、仁木町の空き家の利活用に対する施策というのは、開始時期も伺っているんですが、どのような政策を今までやったんでしょうかね。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）空き家施策につきましてはですね、令和3年に行いました空き家調査の以降はですね、具体的な空き家施策ということはですね、あまり実施されてないかなというふうに考えております。

○議長（横関一雄）木村議員。

○3番（木村章生）それでは、令和3年からは、今まで何もしていなかったということによろしいんでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）すいません。空き家BANKにですね、お薦めするですとか、あとはPR等はしていましたけれども、町独自のということでは、今のところ実施していないという状況です。

○議長（横関一雄）木村議員。

○3番（木村章生）令和3年からそういうことで、空き家BANKとかに紹介はしているけれども、主だった施策はしてないということで、お答えの中にもありましたが、今後そういう施策を考えていくというようなお答えでした。だけど、自分が考えるに空き家の施策に対してですね、直して居住してもらうものもありますけれども、先ほどの95件の調査の中で、もう既に壊れかけているとか、もう完全に住めないような倉庫だとか家だとかが、多分、私の目にも結構出てきています。そういうのの対策というのは、考えて

いるのでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）具体的にはですね、空き家の修繕に関しましては国土交通省の方で補助金というのが、実はございます。ただですね、これに関しましては定められた用途で使用するですとか、あと空き家計画を策定しないと駄目だとか、いろいろと制約がございまして、非常に使いづらいというふうな形でそういう助成金はあります。今後ですね、町独自でそのような形で助成していくということもですね、考えなくはないんですけれども、既存のですね、移住促進用の改修の補助金が今ございます。100万円ですね。それとの兼ね合いもございまして、その辺は、慎重にちょっと検討していきたいなというふうに考えているところです。

○議長（横関一雄）木村議員。

○3番（木村章生）修繕ではなくてですね、先ほど私、空き家の持ち主は分かっているのかという質問を聞いたんですけれども、壊れていて危険な建物というのも出てくると思うんです。実際にもうありますね、屋根が剥げたりいろいろしているんですけれども、そういうものに対して勝手に町でやるわけにはいかないので、そういうものに対しての考え方というか、施策というか、そういうものは何か考えていますでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）その辺も含めて、空き家計画的にはですね、そういうことを考慮しつつ、計画を立てるというふうなことでございまして、空き家計画を立てた段階ではですね、その辺も含めて、その中に盛り込んでいきたいと、計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。今現在もですね、そういうふうなお問い合わせがあった場合はですね、令和3年度に調査した空き家データベースでその中からですね、所有者に連絡して対処してもらっているというような現状でございます。

○議長（横関一雄）木村議員。

○3番（木村章生）わかりました。

新しい施策を今後考えていくということなので、その辺のところも十分考えの中に入れてですね、施策を考えていただきたいと思います。

それで3点目なんですが、町営住宅の空き室の数と管理状況についてです。9月17日現在で大江団地が4件、そのうち1件が入居手続中。銀山のぎんれい36は2件、特定公共賃貸住宅のかがやき8が1件、さわやか4が1件、ほたる4が1件というふうな現状だとお伺いしています。それで、銀山のぎんれいに関しては、昨年ですかね、11件の空き室があったんですが、素早い対応といいますか、町の対応でですね、現在は2件ということで町がいろいろやった施策でこのようにたくさんの人が入居していただいたということで、「いいな」というふうに思っています。それでそのうちの大江の4件についてですが、いや、大江の4件ではなく、今現在、本町には空き室はないんですか。本町というか仁木の団地の中には。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）只今のご質問にお答えします。本町につきましては、現在空き家がない状態でございます。以上です。

○議長（横関一雄）木村議員。

○3番（木村章生）本町に、仁木にはないということで、わかりました。

そこで大江の4件の空き家なんですけど、大江が4件のぎんれいが2件、特定賃貸住宅が合わせて3件ということで、今現在、空き室になっているんですけど、すぐにでも入居できる部屋というのは何件あるんですか。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）只今のご質問にお答えいたします。

すぐ、入居できる空き室についてはですね、大江団地が2件、ぎんれい36が2件、それとかがやき8の1件、ほたる4の1件でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）木村議員。

○3番（木村章生）なぜ聞いたかという、町営住宅でもう空いて何年も空いていて入れない部屋というのが、大江で2件あると。ですよね、数でいくと。これはどうして入れない状況なんですか。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）只今のご質問についてお答えします。

まず、大江団地なんですけれども、空き室がまず4件ございまして、1件が入居手続中、空き室としては3件ございます。それで2件については修繕等が簡易なもので済ませたものですから、来月等にですね、班回覧等で募集を図ってまいりたいという考えでございます。残りの1件についてはですね、結構、長期間ですね、入居されていた部分もございまして、大分老朽化が進んでいるものですから、それにちょっと修繕とか時間がかかるものですから、時間が長くかかっているという部分でございます。以上です。

○議長（横関一雄）木村議員。

○3番（木村章生）修繕に時間がかかるという、今の答弁なんですけど、私、大江に住んでいまして、もう、5・6年空いたままになっているんですけど、団地の人に話を聞くと、「直してないから入れないんだ」というような話をよく団地の人からも聞いていたんですけど、本当にそういうような現状だったんでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）只今のご質問についてお答えします。

大江団地の長い間空き家になっていたという部分なんですけど、今、私の方で押さえている部分ですが、約3年間、長い間空き家となつてございました。その団地については、昭和60年建築で、ちょっと築年数も経過してですね、だいぶ本当にもう床も落ちていたりとかですね、内装も結構老朽化が激しかったものですから、ちょっとその部分については申し訳ないんですけども、修繕をかけていなかった状態です。その理由としてはですね、その他ですね、空き室等も2件ほどございましたので、そちらの方で随時入居の申込み等がある、その期間ですね、入居申込みがなかなかなかったものですから、その辺もいろいろ考えながらですね、修繕するのも費用と時間もかかるものですから、空いているところについては募集をかけないで、そのままの状態にしてしまっていたという部分でございます。以上です。

○議長（横関一雄）木村議員。

○3番（木村章生）あのですね、現状はわかりますけれども、町営住宅なんで、そのような状態でずっと放置というか、直さないで良かったものなんじゃないかな。町長どうですか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）渡辺課長の意図としてはですね、やはりなかなか今まで町営住宅の募集をかけても数年前は銀山・大江はなかなか応募者がいなかったと、全部直してしまうよりは、まだ使える部屋があるから、そこを優先的に入居してもらって、次期・ニーズが来たら、傷みが多いところに着手しようという、たぶん意向で説明したのだというふうに思うんですけども、ただ、町営住宅であるうちはですね、きちんとやはり我々としては管理する責務がありますので、そういった部分ではニーズがあろうがなかろうがですね、きちんと管理しなければならないという、木村議員の認識どおりだというふうに思いますので、その辺の部分はですね、今後配慮して、きちんと考慮しながら町営住宅の管理に努めていかなければならないなというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）木村議員。

○3番（木村章生）町営住宅もいろいろな縛りがあるんですね、入居できる、できないがあると思うんですけども、町営住宅ですので、もし、災害等があったときにですね、すぐ住まいを求めたりするときにですね、今直していないから入れないというような町営住宅では困るので、今後は、出たらすぐ修繕の方をして、いつでも入れられるような状態にしていくのが本来の形ではないかなと私は思うので、今後、そのようにしていただきたいと思います。部屋の管理、今空いているところの管理なんですけど、どのような管理。答えの中では冬のあれだとか、いろいろ凍結防止だとかやっていますけれども、空き室の場合、換気とかそういうのは年に何回ぐらいやっているのでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）只今のご質問にお答えします。

空き室の部屋の換気についてはですね、その都度、行ったついでには換気はしているんですけども、およそですね、年に2・3回程度の換気、窓を開けたりですね、そのような対応をしているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）木村議員。

○3番（木村章生）空いている部屋なので、住んでいなかったら傷みが早くなるというのは、昔から言われていますけれども、町営住宅ですので、どんな状況になっているのかというのは、まめにですね、状況を見ながら換気の方も進め、そういうふうに換気しないと、傷みの方もどんどん進んでいくと思いますので、管理の方、そういう換気等の方を今後もやっていただきたいと思います。

それで、管理の方でもう一つなんですけど、かがやき8だとか、さわやか4とか、いろいろ住宅があるんですけど、私が見て歩いたところでは、草刈りの方、町営住宅の場合は一人ひとりが入っているの、その管理をしていきやすいと思うんですけども、ああいうふうに4軒まとめて入ったりすると、家の周りの草だとか、そういうのが全然草刈りとかがされていないような状況なんです。その辺のところは入居のときに十分管理というか、そういうのはお願いしながらやっているんですよ。今、町でやっているわけではないんですよ。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）只今のご質問についてお答えいたします。

町営住宅、特公賃住宅ですね、先ほどお話あった、その草刈り等に関わる共用部分の管理というご質問

だったと思うんですけども、こちらの役場に来てですね、部屋の鍵を渡す際にですね、その団地の管理会長さん、又は代表者の方にですね、まず入居することを伝えてですね、そして管理会長さん、又は代表者の方から団地のルール、草刈り等共用部分の管理についてお話をさせていただいて、対応していただきたいということを伝えているわけでございます。あとはその入居のしおりというのもお渡しするんですけども、その配布物についても、町営住宅の草刈りと共用部分の管理等についての周知もそこでしているという部分でございます。

○議長（横関一雄）木村議員。

○3番（木村章生）入居のときにはそういう説明で、印刷物も渡しているということなんですけれども、この見学というのではなくて、そういうの調査というか、見に行ったりはしていますか。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）只今のご質問にお答えいたします。

団地ですね、定期的な見回りですとかについてはですね、申し訳ありませんが、ちょっとできていない状況でございます。現在は空き室の確認とかですね、入居者から何か連絡があった際に団地に出向いて対応しているという部分でございますので、今ご指摘がありました件について、今後はですね、工事の現場の管理などで外勤する際にはですね、定期的に団地の確認を行い、草刈り等が実施していないようであれば、管理会長さん、又は代表者の方に個別に連絡を取るなりして対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（横関一雄）木村議員。

○3番（木村章生）ぜひやっていただきたいと思います。

ブランコだとか、共有部分が必ず特公には付いていますよね。そのところが、もう全然すごいことになっているんですよ。周りもすごいですけども。なので、そういうところを再度注意なり、お願いなどをして管理の方をしていただきたいと思います。

それで最後になりますけれども、今後、今現在、特定技能実習生、又は外国人実習生等がたくさん入ってきております。今後も、農家のみならず、福祉の関係だとか、産業分野でもそれぞれ外国人の実習生というか、作業員というか特定技能実習生が今後も増えてくると予想されます。それで町長、町として今後何かこれに対して、何かこういうことをしていきたいとか、こういうことをしなければならぬとかという、何か町長の考えというのがありますか。その答弁を聞いて、私の質問を最後にしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議員仰せのとおりですね、本町の住宅不足は大きな問題になりつつあるというふうには、私も認識しております。特に外国人技能実習生のための住居が足りず、受入農家や福祉施設がですね、大変ご苦労されているということもですね、直接伺っているところでもございます。今後も外国人技能実習生を受入れ続けるのであればですね、各関係機関ともですね、ともに協議し住宅確保に向けた施策をですね、講じていく必要があるというふうには私自身も認識しております。現在230名近い外国人の方々ですね、本町に居住されており、近い将来、人口の1割近くを占めるものというふうには予測しております。外国人に限らず、本町には新たに住宅を建設するに当たってですね、いろいろな集合住宅も含め補助をしてきた、支援をしてきた経緯がございますけれども、需要に対する供給が追いつかなくなっているという状

況に、今はなっておりますので、こういった状況を鑑み、町としてもですね、解決策を見いだしていかなければならないというふうに思っておりますので、今後早急にですね、その部分で対応を図ってまいりたいなというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）木村議員。

○3番（木村章生）ありがとうございます。

今後、そのような感じで、町長の方も考えているということなので、より充実した生活ができるよう町長の方も政策の方をよろしくお願いしたいと思い、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）次に、『町民が安心して住み続けられるまちに』以上1件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）町民が安心して住み続けられるまちに。

「町民が安心して住み続けられるまち」という点では、近年、若い世代にいろいろな施策を考え、人口増加に努めてきましたが、高齢者に対しての町の施策が不十分と感じています。最近、運転免許を返納した方たちから話を伺ったところ、周りの人からもう運転はやめた方がいいと言われ返納したが、買い物や通院などにとっても不自由を感じており、出歩くことが億劫になったと話していました。バス停に近い場所などは良いかもしれませんが、東町、南町、砥の川、旭台などの地域は高齢になるとなかなか歩いて来られません。総務経済常任委員会では、8月の5・6日でライドシェア事業について、天塩町と中頓別町を研修視察してきましたが、ボランティアドライバー不足によりなかなか厳しいものがあり、他のサービス提供が必要であると感じました。そこで、以下の点についてお伺いします。1つ、町の地域公共交通調査はその後どうなっているのか。2つ、外出支援サービスの拡大や福祉タクシーの導入などは考えないのか。3つ、道内の自治体では高齢者の交通補助制度が多くあるが、運転免許を返納した人だけでなく、高齢者に対する町独自の制度の創設は考えないのか。以上お聞きします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、町民が安心して住み続けられるまちに、の質問にお答えいたします。高齢者に対する町の施策につきましては、「第6期仁木町総合計画」を基本とし、令和3年3月に策定した「第3期仁木町地域福祉計画」及び本年度に策定した「第9期仁木町高齢者福祉計画」に基づき、高齢者支援体制の整備や生きがいづくりの推進といった高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に推進しているところであります。

1点目の「町の地域公共交通調査はその後どうなっているのか」についてであります。本町の公共交通につきましては、令和5年3月に策定いたしました仁木町地域公共交通計画におきまして、利便性が高く持続可能な公共交通の確保を基本的な方針として事業展開しており、事業内容につきましては年3回開催している仁木町地域公共交通活性化協議会の中で協議検討しております。本計画策定時には、砥の川、然別、南町、東町地区の住民を対象にニキバスの新規路線に対するアンケートを実施しており、その中で約9割の方から新規路線が導入されてもニキバスを利用しないとの回答がよせられております。その後も各種調査を実施しており、令和4年度は全町民を対象に公共交通全般に対する住民の意識を調査するアンケートを、令和5年度はニキバスの利用者に対するニーズ調査を実施いたしました。本年度におきまして

は、町内高校生に対して利用している交通機関や時間を調査するアンケートを実施することとしております。今後においても、高齢者を含めた様々な方を対象とした調査を引き続き実施してまいります。

2点目の「外出支援サービスの拡大や福祉タクシーの導入などは考えないのか」について申し上げます。外出支援サービスは、仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例・規則に基づき、町独自のサービスとして、一般公共交通機関等の利用が困難な高齢者の方に対し、月2回、片道290円で、自宅から余市町内までの医療機関や福祉サービス施設、日常生活に必要な買い物の送迎を行っている事業でございます。外出支援サービスの拡大につきましては、事業の性質を鑑み、利用回数の拡大と受け止め答弁させていただきますが、町の条例・規則を改正し利用回数を拡大することで、事業対象者の方々の足の確保や充足につながるものと理解しております。しかし、限られたドライバー、車両の中で稼働していただくとなると、要介護1以上の方の通院介助がままならなくなるのが懸念されることから、現段階では外出支援サービス事業の利用回数に係るサービスの拡大につきましては、考えておりません。

また、福祉タクシーにつきましては、道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者である一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送のこととありますので、町としては導入を考えておりません。

3点目の「高齢者に対する町独自の制度の創設は考えないのか」につきましては、外出支援サービスに対する町独自の支援や、平成30年度から免許返納時の運転経歴証明書発行手数料の助成を行っているほか、運転免許を返納した方に対するニキバスの利用料金の減免や、運転免許を返納するまで、できるだけ長期間安全に運転できるための支援として、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の補助を検討しているところでございますが、これまでの調査結果等を踏まえると、免許を返納してから外出支援サービスを受けるまでの間で支援を必要としている人が少ないことから、それ以外の制度創設は考えておりません。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）1点目ですが、砥の川、然別、南町、東町地域の住民を対象に、ニキバスの新規路線に対するアンケートで、新規路線が導入されても利用しないとの結果だったようですが、他の施策は検討されなかったのでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）同調査につきましてはですね、あくまでも新規路線の導入ということでの調査をしたところでございます。その時点ではですね、他の施策というのは今のところ考えていなかったというふうに理解しております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）もともとそこに路線はなかったんですけども、前に然別線が廃止されたとき、タクシー券などの補助をしていましたけれどもね、タクシー券というの、前の公共交通の考えるところには載っていたように思ったんですけども、そういうのは考えなかったということでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）私どももですね、昔、共進のバスがあった頃にですね、タクシー券を配布したというのは承知しております。地域公共交通という立場においてはですね、その段階ではですね、ちょっと検

討しなかったというところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）今年度は、町内の高校生にアンケートをするようですけれども、交通費も値上げになって、そういう補助額の増額とかは考えてはいないのでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）高校生に対するですね、交通費の補助につきましては教育委員会の方で補助を実施しているところでございます。今回、高校生に対しては、先ほどちょっと答弁でも述べさせていただいたとおりですね、どのような形で公共交通機関を利用しているのかとか、どの時間を利用されているのかとか、あとは当然自由欄も用意してございます。おそらくその中でですね、そのようなご意見とかも出てくるのかなというふうには想定はしております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）2点目ですけれども、外出支援サービスは月2回ですけれども、皆さんとても喜ばれています。それは、要介護1以上の認定を必要としているのでしょうか。要支援では駄目でしたか。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えさせていただきます。

外出支援サービスにつきましては、町独自のサービスとなっております、こちらの方につきましては、介護1がなくても要支援の方でも使えるサービスとして設定させていただいております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）私が拡大してほしいというのは、利用回数ではなかったんです。やはり、要支援にもなっていないかもしれませんけれども、80歳以上の方は無条件でね、サービスを使えるようにしてほしいと思うんですけれども、体力の限界といいますか、そういう年齢では区切っていないで、だいたい申し込まれてこの人は不自由なんだと思う人は、この外出支援サービスを受けられるのでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えさせていただきます。

高齢者の皆さまの足の確保については、本当に仁木町に限らず全国的に課題となっているのは重々理解しております。この外出支援サービス事業につきましては、条例で定められておまして、一応対象者ということが、年齢ではなく単身の高齢の方、それから高齢者のみの世帯の方ということで、まず決めさせていただいているんですよ。今、上村議員仰ったように、例えば年齢が高い方で申し込まれたら使えたら良いのではないかとということもございますが、今、町の方でこの事業を受託していただいているのが、社会福祉協議会でございます。こちらの事業につきましては、外出支援のみではなく介護の方の通院介助ということもやっけていただいております、参考までになんですけれども、令和5年度でこの外出支援サービスだけについては、対象者の方が延べ318人、利用回数947回使っていただいております、通院介助、介護1以上の方の介助を入れますと、こちらが延べ467人、利用回数1040回ということで、約2000回近くの外出支援サービスもしくは通院サービスということをやっけていただいている状況から、対象者の拡大等をさせていただくと、その介護を受けた方すらもちょっと介助がままならないということになっていきますので、今、ちょっと対応には苦慮しているんですが、これが限界ということで対象者を決めてやらせていた

だいております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）そこでなんですけれどもね、福祉タクシーと、私言いましたけれども、こういう福祉自動車を使用して行く運送ではなくて、倶知安町でやっているんですけれど、70歳以上の方に年間30枚のタクシー券を助成しているんです。こういうものを利用すると、この介護サービスを受けなくても、普通の歩ける人たちというか、足のない人たちが利用できるのではないかなということを言いたかった、福祉タクシーのことなんですよね。

それで、3点目の町独自の制度と重なりますけれども、他の自治体では、年金暮らしやひとり暮らしの高齢者にとって、通院や買物の移動にかかるバス代などの交通費は大きな負担となることから、小樽市では70歳以上の方にふれあいパスを行っていますし、大きな市でありますシルバーパスとか敬老パス、呼び名は違っていても、いろんなものに取り組んでいます。岩見沢市はバスとタクシー利用助成とかをやっています。高齢者の新たな外出支援を見込んで、高齢者がますます外に出て、寝たきりにならないようにというか、そういう外出支援の施策としてね、こういうことで遠軽町も1回100円で年間72回分のバス・タクシー券など様々な対策を立てていますけれども、こういう点で施策というのは考えてみたでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）ただ今、上村議員が仰せのとおりですね、北海道内でハイヤー助成券事業、もしくはタクシーチケット事業をですね、既に実施している他の市町村の状況は本町でも把握しているところでございます。そういった道内外の事例におきましては、対象者をですね、一定程度の年齢とすることや、運転免許を返納した方ですとか、住民税の課税状況など収入の状況ですとか、障害者手帳の所持といった条件を付しているところもございます。また助成額につきましてもですね、基本料金分や定額にするなど自治体ごとに異なっているという状況もございますので、本町の状況だとかそういった特性に合った部分で、調査研究はしているところでございますが、現在はそういった部分は検討してないところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）仁木町でも運転免許を返納した方に対するニキバスの利用料金の減免をしているということなんですけれども、免許を返納してから支援を必要としている人が少ないと言いますけれどもね、初めから免許を持ってない人、家族が免許を返納した人たちはいっぱいいると思うんです。高齢者の乗り物助成、サービスについて、いま1度この施策を考えてもらえませんか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員の仰っていることはですね、私自身も十分重く受け止めているところでございます。新たな外出支援に対する施策等も含めてですね、町として何ができるのかということで、今社協もですね、体制が変わり、そういった部分では全体的な課題としてですね、行政も社協も一体となって、包括的な部分でいろんなそういった仕組みをですね、これから講じていかなければならないなという認識もしております。ただ、先日新聞報道にもありましたとおり、北見市でもですね、敬老事業が3年後に全部廃止されてしまうと、札幌市でも今敬老パス事業ですが年間利用上限額を引き下げるといような報道もありました。どの自治体も人口減、少子高齢化が進む状況で財源確保に苦しんでおります。本町として

もこの10年間でですね、消滅可能性都市から脱却したものの、人口減にですね、歯止めがかからない、そんな状況の中でですね、今我々、仁木町としてはですね、戦略的な策として、子どもたちに対する支援策を講じてきたところでもあります。ただできる限りの高齢者に対する支援策としてですね、配食サービスの拡充や、ふれあい収集、デイサービスの支援事業、包括的支援事業の体制整備・支援を努めてきております。町の保健師の数もですね、他の自治体に比べたら非常に多い割合でですね、うちの町は採用しているところがございます、高齢者に対する対応という部分ではですね、別の部分では非常にきめ細かに対応はさせていただいているところがございます。ただ先ほど、上村議員が仰ったような、そういった外出支援サービスの部分等公共交通機関が今社会問題となっていますけれども、それに合わせてですね、町としてそういった高齢者の足、子どもたちの足をどうこれから確保できるのかということですね、これまでもですね、これは議論してきたところでもありますけれども、今後、明確な答えが出せるようにですね、各関係機関ともですね、努めてまいりたい。そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）分かりました。以上で終わります。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

#### 日程第9 議案第1号

令和5年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

#### 日程第10 議案第2号

令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

#### 日程第11 議案第3号

令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

#### 日程第12 議案第4号

令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）日程第9、議案第1号『令和5年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』ないし、日程第12、議案第4号『令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました議案4件につきまして提案説明をさせていただきます。

議案第1号でございます。令和5年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和6年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第2号でございます。令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和6年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第3号でございます。令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和6年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第4号でございます。令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和6年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上、議案第1号から議案第4号まで一括提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本決算認定については、木村議会運営委員会委員長報告のとおり、議長を除く8名の委員で構成する令和5年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長を除く委員8名で構成する令和5年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することに決定しました。

それでは、令和5年度各会計決算特別委員会委員により、正副委員長を互選願います。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時57分

再 開 午後 2時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に正副委員長の互選が行われ、その結果報告がまいりましたので報告いたします。

令和5年度各会計決算特別委員会委員長に嶋田議員、副委員長に野崎議員が互選されました。閉会中の審査よろしく願います。

資料要求の件について、お諮りします。本決算特別委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求することに決定しました。

日程第13 議案第5号

令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第13、議案第5号『令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号、令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）。令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1580万1000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。令和6年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第5号、令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。10款、地方特例交付金から22款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額200万6000円を追加し、補正後の合計を51億1580万1000円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額200万6000円を追加し、補正後の合計を51億1580万1000円とするものでございます。

3 ページ、第2表 地方債補正、変更でございます。町道仁小前線整備事業につきまして、国庫補助金の減額により地方債限度額を4650万円に増額し、臨時財政対策債は額確定により426万5000円に増額するものであります。

5 ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

6 ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳は、国・道支出金が4677万6000円の減、地方債が1440万円の増、その他が896万8000円の増、一般財源が2541万4000円の増となっております。

7 ページをお開き願います。歳入でございます。10款、1項、1目、地方特例交付金につきましては、今年度の交付金確定により1048万円の追加でございます。

8 ページをお開き願います。11款、1項、1目、地方交付税につきましては、今年度の普通交付税の確定により8694万円の追加でございます。

9 ページ、15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金につきましては、児童手当法の改正による支給対象者の見直し及び養育医療給付費の見込み増により負担金606万2000円の追加、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、児童手当の対象者拡大に伴う事務費に係る補助金1万9000円の追加、3目、衛生費国庫補助金は、エネルギー構造高度化転換理解促進事業補助金の交付決定により3652万円の減額、4目、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の交付決定により2026万6000円の減額、

6目．農林水産業費国庫補助金は目を新設し、経営発展に取り組む農業担い手を支援する農地利用効率化等支援交付金及び畑地化促進事業補助金414万3000円の追加でございます。

10ページをお開き願います。16款．道支出金、1項．道負担金、1目．民生費道負担金につきましては、児童手当法の改正に伴う北海道の交付率見直しによる減、及び養育医療給付費の見込み増を合わせまして、21万4000円の減額。

11ページ、18款．1項．寄附金、2目．総務費寄附金につきましては、企業版ふるさと納税寄附50万円の追加でございます。

12ページをお開き願います。19款．繰入金、1項．基金繰入金、1目．財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため8088万8000円の減額、2目．ふるさと振興基金繰入金は、仁木町定住促進住宅補助事業費の補正などにより50万円の追加でございます。

13ページ、21款．諸収入、4項．受託事業収入、1目．教育費受託収入につきましては、令和6年度分学校給食運営費の収入見込みにより、25万2000円の減額。5項．4目．雑入は、令和5年度の北後志消防組合負担金の精算、いきいき88のガラス損傷に係る共済金の他、新型コロナワクチン接種に係る助成金など1683万7000円の追加でございます。

14ページをお開き願います。22款．1項．町債、5目．土木債、及び8目．臨時財政対策債につきましては、地方債補正で説明したとおりでございます。

15ページをお開き願います。歳出でございます。2款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費につきましては、児童手当法の改正に伴う職員分児童手当及び人事給与システム改修に伴う負担金82万4000円の追加、4目．財産管理費は、事業完了により測量委託62万5000円の減額、5目．企画費は、次ページまで、高規格道路開通前プレイベント費用及び増額が見込まれる定住促進住宅補助事業費合わせて134万5000円の追加でございます。

17ページをご覧ください。3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会の事務所移転に伴う補助金171万8000円の追加、2目．老人福祉費は、6月の人事異動により382万1000円の減額でございます。

18ページをお開き願います。3目．老人福祉施設費は、いきいき88のガラス損傷に係る修繕費20万9000円の追加、4目．心身障害者特別対策費につきましては、障害福祉サービス費等の返還金735万2000円の追加、5目．国民年金事務費は、手当の支給区分の変更により5万3000円の追加。19ページ、2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費は、児童手当法の改正による支給対象者拡大に伴う児童手当等の増額分533万円の追加、3目．母子福祉費につきましては、養育医療給付費32万8000円の追加でございます。

20ページをお開き願います。4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費につきましては、6月の人事異動等により383万8000円の追加、21ページ、2目．老人保健推進費につきましては、故障により血圧計の購入費1万2000円の追加、3目．予防費は、予防接種法上の定期接種に位置付けられた新型コロナワクチン接種費用として委託料1594万8000円の追加、4目．環境衛生費につきましては3650万3000円の減額で、最低賃金の引上げに伴う会計年度任用職員の報酬等の改定1万7000円の追加、及びエネルギー構造高度化転換理解促進事業委託料の額の確定による3652万円の減額でございます。

23ページをお開き願います。6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費につきましては、

10月からの料金改定に伴う郵便料1万9000円の追加、3目．農業振興費は、経営発展に取り組む際に必要となる農業用機械、コンバイン導入支援交付金など414万4000円の追加、4目．農用地事業費は、最低賃金の引上げに伴う会計年度任用職員の報酬等の改定1万7000円の追加でございます。

25ページをお開き願います。8款．土木費、2項．道路橋りょう費、1目．道路橋りょう総務費につきましては、手当の支給区分変更により2万7000円の追加、3目．道路新設改良費は、補助金の減額決定に伴う財源内訳の変更でございます。

26ページをお開き願います。10款．教育費、6項．保健体育費、3目．学校給食費につきましては、赤井川村への令和5年度学校給食運営費の返還金179万1000円の追加でございます。27ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）21ページ。予防費の予防接種委託料となっているんですが、コロナ禍も終わりましたね、その補助金というふうになっているんですが、今現状、ワクチン接種というのはどれぐらいやっているんでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えさせていただきます。

新型コロナワクチンの予防接種事業につきましては、国主導のもとにやっていたワクチン接種が令和6年3月31日で一旦終わりました。今年の4月1日から新しく予防接種、この新型コロナについては今まで特例臨時接種と言って、国が主体となって町が手配する予防接種から、定期的予防接種法という法律改正になりました、対象者も打ち方も変わりました。それで、今年度のコロナワクチンの予防接種については10月1日以降からスタートになるので、これからのワクチン接種になります。以上です。

○議長（横関一雄）8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）ではこの予算が、そうだというんですが、今年度、今までに予防接種した方というのはどれぐらいいるんでしょうか。ちょっとその辺ちょっと知っていたいんですけども。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えさせていただきます。

令和5年度ですね、予防接種の接種率についてで良ければお答えさせていただくんですけども、今回コロナのワクチン接種を予算組みするにあたり、過去の接種率というのを参考にして計算させていただいているんですけども、直近で言いますと、1回目からずっと接種率を数えさせていただきまして、高齢者・65歳以上につきましては、7回目の接種まで接種率67.07%、12歳から64歳の方につきましては、ほとんど基礎疾患がないお元気な方で希望する人ということだったので7.55%、5歳から11歳につきましては、最大打てる回数の最終回数でいくと2.53%、0歳から4歳の接種率というところでは最大回数打てるというところではいきますと2.9%となっております。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）同じくその新型コロナワクチンの関係なんですけれども、この1594万8000円、この補正内容について説明をお願いします。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えさせていただきます。

前段の説明でも少しお話しさせていただいたんですけども、今回、この新型コロナワクチン接種につきましては、令和6年度は法律が変わりまして、10月1日以降からのスタートとなります。今回のこのワクチンの補正の設計なんですけれども、対象者が、今まで国の方では生後6か月以上ということでスタートしていたんですけど、今回のワクチンにつきましては、法律に基づく対象者が65歳以上の方と60歳から64歳の方のうち、国が厚生労働省の方で定める心臓が悪い方ですとか、腎臓の悪い方、重度の呼吸器障害がある方、あと免疫不全の方などが対象になりまして、それ以外の方は、予防接種の定期接種、国で示す人から外れてしまうので、全部任意接種という、打つのであればご自身で自己負担して打ってくださいという対象者になりました。それでですね、今回65歳以上の方と国が定めた人以外の方は皆さん自己負担になってしまうというふうになってしまったこともいろいろと考えました。国の方でこの新型コロナワクチンのワクチン接種1回当たりの単価というものが示されたんですけども、こちらにつきましては、ワクチン1回当たり1万5300円かかります。それに対して国の方では、いきなり町の、自治体の負担も大変だということで、8300円補助しますよということで通知が来たものですから、それに基づいて歳入歳出を計算してあります。ただこの1500万円というところで、かなりの高額になっているんですけども、これにつきましては65歳以上の方と国の方で定められた60歳から64歳の方だけであれば、残りの方はかなり打ちたくても国の定めた基準でいけば1万5000円ぐらいかかってしまうんですよ。ちょっと担当の方としても、ちょっとこのいきなり制度が変わって、いきなり全部自己負担していただきたいというのはどうなのかなというのが1点あったのと、若い方はまだ社会的に第一線で働いている方もいらっしゃるし、また更に詳しくいくと、その中に医療従事者の方ですとか、介護現場・福祉の現場で働く方、あとは学生さんでこれから受験を控えている方とか、いろいろそういう世代の方も入っているのも考えて、激変緩和措置という形で、任意の自己負担の発生する方も補助をさせていただけないかということで計算させていただいて、今回、高齢者65歳以上の方、もしくは60歳から64歳の方につきましては自己負担1000円のインフルエンザと同じ金額で設計させていただいて、それ以外の方につきましては、自己負担2000円という形で、今年度やらせていただけないでしょうかということで相談させていただいて、接種率を掛け合わせて出した金額がこの金額で、歳入は国で定める方の対象者の人数分を出して組んで780万円、そうですね、798万4000円で組ませていただきました。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

接種の関係なんですけれども、このスケジュール的にですね、町民の皆さんへの周知、あるいは接種期間等については、どのように周知されるのでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）こちらにつきましては、コロナワクチンの入荷状況が昨日の段階で早くても10月7日以降ということをご報告させていただきます。町の方としましては、10月の2週目の木曜日に広報配布が10日だと思いますが、その日に全戸にチラシを配布させていただきまして、それ以外にもホームページ等で周知させていただく予定になっております。ただ、それだけではなくて窓口にも高齢の方とかは、たくさ

んいらっしゃいますので、その都度、窓口等でお声掛けさせていただけたらと思っています。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

それでは北後志5か町村の負担割合というのは、もし押さえたいればどんな状況なんですか。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えさせていただきます。

1点、その前に接種期間のことをちょっとお答え忘れたので、すみません。今回のこのコロナワクチンにつきましては、国の補助対象になるのが10月1日から3月31日となってございますので、それに合わせて、仁木町の方も10月7日から3月31日までは設定させていただき予定となっております。

それで、只今の質問にお答えさせていただくんですけれども、北後志5か町村の方で国が定めた定期接種、それ以外の方についてのワクチンの接種費用等について、私の方で8月末の段階で押さえられている数字でお答えさせていただくんですけれども、余市町、古平町、積丹町、赤井川村、全部一応確認させていただきまして、65歳以上のワクチン接種の自己負担については、その段階では余市町が2000円、その他、古平町・積丹町・赤井川村は1000円、仁木と同じく1000円でやる予定と聞いています。それ以外の若い方、任意接種となる方につきましては、余市町は実施を検討するということで自己負担はまだ決まっていませんでした。あとは、古平町は実施予定がありませんで、全額自己負担で打っていただく。積丹町は1000円で町民さん全員、接種人数、接種率を考えると1000円でいけるのではないかとということで、1000円と伺ってございます。赤井川村につきましては、お若い方の実施予定はありませんということで聞いていました。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）同じく21ページの委託料でエネルギー転換実証事業委託料、これが3652万円減額されていますけれども、これは既にもう発注済みということでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）ご答弁申し上げます。

こちらについてはですね、ご案内のとおりでありまして既に発注済みでございます。

具体的に申しますと、今回またプロポーザル方式でもって募集をかけて、手続きを踏んでということで、契約をしてございます。契約日につきましては8月1日、相手方につきましては株式会社NTTデータ経営研究所となっております。東京都の会社でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）既に発注になって、契約が8月1日ということでございますけれども、このプロポーザルの公募型で実施したということなんですけれども、実際その公募結果、何名・何者がこれに応募されましたか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）この度のプロポーザルにつきましては、NTTデータ経営研究所1者ということでご報告いたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）NTTデータなんか。これ、今回の事業発注状況表には載っていませんね。載っていましたか。私これ見逃したんですかね。先ほど見たんですがね。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）大変失礼しております。失念して載せておりませんのでご報告いたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）漏れたということで、それは致し方ない。今お聞きしましたので、それは今後そういう部分については、十分気を付けるようにお願いしたいと思います。

それで、昨年受注実績のあったライフプランニング、これは全然営業も全くなかったですか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）営業等はですね、ないということで答弁させていただきたいなというふうに思っております。

またプロポーザルということで始まりましたですとか、そういうこちらからのアクションも行ってないということでご報告いたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）こちらから声を掛けるということはまずいのでね、それは駄目だとしてもですね、今年の分については、当然私はライフプランニングは実績がありますのでね、応募されるのかなと思っていました。これ3600万円ですよ。委託料にしたら相当高額ですよ。それは応募されないんですから、これは致し方ないですけども、ちょっとこれはまた疑念を持たれるのかなと。ちょっと私もびっくりしましたね、当然、応募されてくるものだと思っていました。私もこれ、なぜその応募しなかったのかということは、想像するに難しくはありませんけれども。今年フルーツパークの方にバイオ炭の装置を移設されるということなんですけれども、今の場所じゃ駄目なんでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）昨年のですね、実験でいろいろ出た課題を確認いたしまして、まず材料のですね、集める労力が大変ですとか、あとは運搬する際に病気等を持っていたらどうするんだとかですね、あとは保管場所についてはどうするかということで、この度についてはですね、町が独自でもって材料を調達できる場所ですとか、あと実験の枠組みの外で装置を有効活用してもらうためにどうしたらいいかということで考えてですね、フルーツパークの方で実験をしたいということで、するものでございます。材料等を移動すればですね、現地、今のところでもできることはできるかもしれませんが、より良い成果を目指してフルーツパークにということで考えているところでありまして、業者からの提案についても、そのような中身。フルーツパークに限らずということではありますけれども、材料が調達できる場所、又は使えるような資機材が施設にありますので、ハウスですとか、あとは重機関係もありますので、そういうところも含めて総合的に含めてですね、フルーツパークがよろしいのかなということで、そこで実験をしたいというところであります。昨年の全員協議会等ででもですね、近くにプールがあるとか、通学路があるということで心配のご指摘をいただいておりますので、そういうのも含めてですね、人家が少ないというところでもって、影響を考えてフルーツパークの方で実験をしたいということで考えているところでござ

ざいます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ちょっと理解できないですね。

当然、これを移設するとすれば、経費がかかるわけですから、当初の計画といいますかね、それが甘かったということなのかね、いずれにも費用がかかりますのでね。この費用はあそこの取付け。作業道路も仮設ですけども、ある程度立派な仮設道路を付けていますよね。あれも全部撤去して、それで向こうへ、フルーツパークの方へ移設するというのでしょうか。それは幾らぐらい経費がかかるんですか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）仮設のですね、砂利の関係についてはですね、財産を管理している総務課の参事の方ともですね、打ち合わせをしながら進めていきたいと考えておりますが、当面はですね、あのままにおいて装置だけ移動していくように考えております。また、経費の関係でありますけれども、今回いただいた提案の中でもっていきますと、57万円ほどの業者の見積りということになっております。技術者の派遣から設置等込みということで認識しております。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）この仕様書を見ますとね、私これダウンロードして取ったんですけどもね、実験に使用できる最低限の剪定枝は農村公園フルーツパークにきに確保してあると書いてあるんですけども、もう確保してあるということは、それを使って実証実験するんですよということでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）ご認識のとおりでありまして、これの他にですね、業者の方で提案を今いただいた中でですね、打ち合わせなどしながら、例えばワイン用ブドウの搾りかすですとか、ジュースの搾りかすでやってはどうか。また、フルーツパークで刈った芝草で炭を作ってはどうかということで、いろいろ提案を受けているところではありますが、最初の段階ではですね、最低限フルーツパークから排出されている剪定枝を確保して実験をやっていただくと。委託上限額が当初予定より半分になったことも含めてですね、業者の方の負担を考慮しながら最低限実験できる体制を整えるということで、フルーツパークから調達をお願いしたというところがございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）どうも私は移設する理由が、根拠がよく理解できませんね。ということは、このバイオ炭、農業バイオマス残渣を燃料として、発電あるいは熱等々ですね、実験をするんでしょうけれども、昨年はね、農家の方からご協力をいただいて、農業残渣を用意したということですけども、今年はフルーツパークからということであれば、ちょっと趣旨が違うのではないかなと。これは農家の方々から協力を得て、その上で成り立つ事業かと私は思っていました。ゆくゆくは農家の方々から、そういう農業残渣を収集運搬してもらって、それで成り立つ事業というふうに私は理解していました。ところが、フルーツパークの方から剪定枝・農業残渣を用意したというふうになると、ちょっとこれは趣旨と違うのではないのでしょうか。これはどう理解したらよろしいのでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）ちょっと私の説明が足りていない部分もあるかと思いますが、今回全くです

ね、農業者さんからの協力を得ないでやるという趣旨ではありませんで、8月30日にはですね、資源の循環型農業の調査研究委員会というものを立ち上げてですね、生産組合の方、JAの方、それから北海道の農業改良普及センターの指導員の方等もですね、アドバイスをいただきながらですね、やる仕組みを目指しております。その中でですね、最低限の材料。協力を得られなかった場合の補償として用意した最低限の材料を用意しながらもですね、こういう場でもってお願いをして協力いただけるところから協力をいただいて、委託の方の許される範囲もあると思いますので、その辺の調整をしながらですね、周りの方にもご理解をいただきながら事業を進めたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長(横関一雄) 林副町長。

○副町長(林 幸治) ちょっと昨年の実験の結果でなんですけれども、昨年、主にですね、サクランボの剪定枝、あとはトマトの収穫後の残渣、それからあとは稲わらのもみですね、もみ殻をですね、炭化したわけなんですけれども、その中でサクランボの剪定枝についてなんですけれども、結構ですね、樹皮が硬くてですね、やはり普通の木と違うということがわかりました。併せてですね、そのときに他の、例えば街路樹の木材とかそういったものもやったんですけれども、焼き上がりがいろいろ変わってくると。それとですね、例えば今後実用化するに当たって、リンゴとか梨とかいろんな樹皮を使った場合にですね、その焼き上がり等をやはりそれぞれ確認する必要があると、実際農家の実情から社会実装するに当たってですね、きめ細かな情報が必要になってくるだろうと。そうなってくると、それからブドウの枝もそうですけれども、そういったものをですね、比較的容易に手に入りやすいフルーツパークにき、まさしくですね、農村公園フルーツパークにきについては、農家の実証段階の試験目的のそういった設置要素もありますので、そういったことも踏まえてですね、フルーツパークにきの方で多様な自然、そういったものを活用できる調査ができるのではないかとというのが1点です。それからもう一つがですね、今回、今本多が話しましたけれども、実際検討チームを作ります。その中でワイン事業者、北海道ワインさんが近くにですね、後志ヴィンヤードという園地を持っていますけれども、そちらにも入っていただきまして、それであそこから大量に出る剪定枝、そういったものも提供を受けたりですね、それからもう一つ着目されているのは、先ほど本多が言いましたけれども、ワインの搾りかすこれは産業廃棄物で出していますけれども、これは非常に有用な資源になりますので、そういった多様なですね、資源が比較的あちらの場所だと手に入る。それとですね、今後、社会実装するにあたってですね、農家さんの中でそういった知見をですね、適切に提供することができるということで、今後ですね、進める上で極めて有用な場所であるというふうに思っております。以上です。

○議長(横関一雄) 4番・佐藤議員。

○4番(佐藤秀教) まったく理解できませんね、私。

先にそれを調整してから、実証実験の場所を決めるんじゃないですか。違うんですか。

それだったら、全く計画がずさんですよ。はじめにそういうところ、そのために何でしたか、いろんな協力、普及所もそう、農協もそうです。そういう協議会みたいなものを立ち上げていますよね。まずはそちらで協議をして、ではどこが1番効率の良い合理的な場所なんだということで、選定してから実証実験が始まるのではないですか。どうなんですか。

○議長(横関一雄) 林副町長。

○副町長（林 幸治）昨年もですね、極めて有効な調査ができたわけです。ですからそういった樹皮によって違うということがわかったわけです。それは今まで日本のどこにも知見がなかったわけです。それをこの場所で実証したからわかったわけです。それは極めて重要な知見だと思います。それを基にですね、今後それを実際実用化、社会実装をする上で必要なものとして、更に今度はいろんな資源を活用できる場所に移してですね、やっていくということです。ですから一步一步確実に進んだわけですから、何も無駄だと思っておりませんし、足踏みだとも思っておりません。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）これ問題また出ますよ。フルーツパークというのは高台ですよ。ある程度の範囲からあの場所が見えますよ。煙が出ます、あれは何なんだろうと、不信感を買いますよ、それであれば。私は昨年いろいろ資料をもらいましたけれども、煙が出ているんですよ。そして私は町民センターに何か会議か何かで来た人が、煙が出ているから、この裏でやっていますからね。何なんだろうと写真を撮りにいっているんですよ。私その方に見せていただきました。こんなにこの煙が出てどうするんだという話で。おそらく剪定枝とかね、あれが湿気っていたのか、もう白い煙がもくもくですよ。それをフルーツパークの高台であちらこちらから見えるところで、下から見えるところでやると、町民の方から不信を買いませんか。どうでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）今回はですね、そもそもの実験の趣旨としては、町内で野焼きが発生してですね、ダイオキシンが発生しているわけです。5月とか、例えば10月にですね、かなり町内で煙が出て、野焼きが発生して、要するに燻っているわけです。それを効率的にはほぼ燃焼させて、水蒸気が主に発生するわけですから、それをまとめて焼却できる。適正に処分できる。そういったことでやっているわけですから、そもそもそれはちょっと意味が違うのではないかというふうに思いますけれども。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）なにかね、私もいろいろこうパワハラになるから、あんまりこうね言いたくないんだけど、はじめにだからそういうことをきちんと調整してから実験をやるべきではないですか。実験をやってから、では、向こうにもっていくか、向こうの方が効率がいいとかね。十分にその辺は団体があるわけですから、農協もそうですし、普及所もそうですし、そういう団体と協議をした上で、ではどう実証実験していこうかと。そして、農家の方の協力がなければ、将来事業化に向けてできない事業ですよ。ですから、まずは農家の方々の意識の醸成、それが先ではないですか、どうですか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）仰るとおりだと思います。やはり農家の方の意識醸成等が必要だと思います。

例えば例示しますとですね、今回の北見市、タマネギの産地ですけれども、あそこもバイオ炭をですね、ホクレンと一緒に連携してですね、ブランド化を図って、そしてなおかつJークレジットの対象にしております。岩手県もですね、県を挙げてバイオ炭を使って、ブランド化とそれからJークレジットの取組などをやっております。ですからそういった中で、やはり横の連携といいますか、生産者を含めてですね、意識醸成を図っていくのは極めて大事だと思います。ですから今後ですね、このプラントを作って実際に取組を進めているわけです。佐藤議員もご出席されていましたが、昨年のうちのシンポジウムのと

きにもですね、農家の皆さん大変関心を持たれていまして、極めて有用な技術だというふうに評価をいただいておりますので、そういったことを含めてですね、より多くの方にこのバイオ炭をもってですね、環境保全、ゼロカーボンに向けてですね、取り組んでまいりたいと思いますし、また合わせてですね、町内のダイオキシンの発生の保全とか予防とか、そういったことを踏まえて環境意識の醸成を図っていくようにやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）だから私の言っているのは、先にそれらを調整してから、皆さんの理解を得て、農家の方々の理解が当然必要なんですから。先にそちらを調整してからやるべきものではないですか。そのために各団体も協議会に入っているんですよね。先にやってしまってから、ここは駄目だから、向こうの方が効率いいなど、そんな私から言ったらずさんな計画ですよ。はじめからそれは協議会なりで打合せして1番合理的な場所はどこなんだということを先にきちんと定めた上で、私は実証実験をやるべきだと思います。違いますか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）そもそもプラントについては移設可能なユニットなんですね。それがまず移設できるという、固定式ではないというメリットがあります。そういった中でですね、先ほど私が説明いたしましたけれども、まず、本当に炭ができるのかどうなのかということを確認しなければならないというのが、まず第1章です。それについては確認できました。ですから、そのあとの第一歩としてですね、今度は実用化、社会実装に向けて1番有効な場所に移してやるというのが極めて合理的な判断ではないかというふうに思っています。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）私も素人でよくわからないんだけど、あのバイオマス、バイオ炭製造装置、あれはそのために開発された機械ではないんですか、設備ではないんですか。例えば全く違う用途で作られて開発された、例えば製品・装置であればわかりますよ。ではこれも実験で使えるのかなと、できた、やった。そうじゃないでしょう。元々バイオ炭ができるからそれを選定したんですよね。では他に、これは決算委員会で話をしようと思ったんだけど、もう止めても良いんですけど、そういうものを前提にボイラーとしても使える、発電もできる、炭もできる、そういう前提でこれを導入したのではないですか、他にあれですか、他のメーカーもあるんですよね。なぜ、この機械・設備を導入したんですか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）大きく二つかなと思います。

前段の考え方、炭ができる装置だろうということについてはですね、できる装置では、ご指摘のとおりであります。ただ、材料作って、あとの炭によってですね、いろいろ熱量ですとか材質、それからエネルギーに使えるか、エネルギーに使うためには何が足りないかとかと、いろいろ材質によって違うのが昨年の実験でわかってきました。糖分を含んでいる材料の方が、エネルギー、カロリーが高いので、よりエネルギー発電効率が良いだろうという、机上とか、人づてで教えてもらっている段階でありますけれども、そういうのをですね、材料を変えながら現地で作って性状分析などをして実証をしたいというのがまず目的であります。

後段の方につきましては、副町長からご答弁申し上げます。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）バイオ炭のプラントなんですけれども、結構もう既に実用化されていまして、例えば道外で言いますと、要するに大規模なごみの処理場、例えばそれとか下水汚泥、そういったものを炭化してやっている仕組みはもう既に実用化されていまして、例えば川崎重工ですとか三菱とかですね、大手のプラント会社が参画しております。それと一方ですね、こういった今回うちでやっている、この紋珠という会社のものでございますけれども、こういった簡易のものについては、まだ極めて少ない。今、日本バイオ炭協会という団体あるんですけれども、これは立命館大学が中心になっておりますけれども、そこと連携してやっている会社でございますが、そういったところで農家段階で比較的こうコンパクトに移設可能なですね、ものについてはここが第一人者であるということで、日本中、多くのところで導入をされている。北海道においても美幌町とか、そういったところで導入事例があります。ですから、今回、それについてはおそらく日本で最もすぐれた仕組みだということで、日本バイオ炭協会これは農水省も関係している団体でございますけれども、そういったところでお墨付きをいただいているものだというふうに理解しております。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ちょっと長くなって申し訳ありません。

だから、私はそういうのがあるなら実際現地に足を運んで、我々もそうですよ、ライドシェアの関係は。これ良い事業だねということで、議会の中で、議員の中で見に行こうか、研修しに行こうかと、実際足を運んで現地でお話を担当者から聞いて、はじめてやる事業はそうじゃないんですか。いきなりビジョンの中で、令和5年度にはこれバイオマスをやります、太陽光の検査をします、縦型の太陽光はもう設置するは、こういうことやるから後であなた方も見てくれって、それを説明もなしに、我々に後で見ておいてと、もう次の年からすぐ予算化の始まるものを、あまりにも私は乱暴だと思えますよ、やり方が。もうこれ順序が、私からしたらめっちゃくちゃですよ。まずは職員の方、皆さん関係職員の方、みんなでどういうものか現地を視察して、お話を聞いて、メリット・デメリット、それらをまず精査して、その上で実証実験、あるいは事業化に結びつけるのではないですか。私はそういうふうに行ってきましたよ。私の経験上。いきなりバイオマスをやるとか、もう縦型を付けてしまうとか、それはね、ちょっと乱暴だと思えますよ。余市町のをちらっと私見ましたけれどね、そうはなってませんよ。課題等を整理して、今後この農業バイオマスについてもですね、いろんな部分での課題があります。それらの課題を整理しましょうと、それからということですよ。これは当たり前なんです。ビジョン策定の段階では。総論ですから。総合計画と一緒にですよ。まず総論があって各論ですよ。もういきなり各論に入っているんですよ。何年に何をやると、実証実験はタダじゃないんですから。国の予算が入っているんですよ。これ会計検査が入ったら、やばいですよ。入るかどうかはわかりませんが。こんな、ではここは駄目だから、向こうに持って行ってやるかという、そんなずさんな計画。道路も付けた仮設ですけどね。高台でやったら煙が出て、今度は何をやっているんだろうかと町民の方から不信感を持たれますよ。その辺副町長どうですか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ご指摘のとおりですね、誤解を持たれないようにやっていくのが大事だと思います

し、仰るとおり一つずつ積み上げてやっていくのが大事だと思っております。

ただ今回ですね、この事業は、このプラントを設置するためのものではなくてですね、地域の資源を活用して、そして再生可能エネルギー、ゼロカーボン化につなげていくための取組の一環でございます。その中でなかなかプラント等がなければ、そういった実証、社会実装ができない取組もあるんで、それに対して当然リスクがあるんで、国からの支援を受けて10分の10の全額国からの支援を出してもらってですね、そのリスクをヘッジした上でですね、事業に取り組んでいるわけです。ですから当然、設置して実用化を図るとか、そういったものについては当然仰るとおり、そういった積み上げはきちんとシミュレーションして費用対効果を図った中でやっていくわけなんですけれども、今回については、あくまでも社会実装のための支援として国から講じられているものです。ですからそこがそもそも今までと異なっている事業の仕組みになっていると思いますので、なかなかちょっと理解していただけない部分とかがあるかと思えますけれども、今回そういったものを積み上げてですね、その上でうちの町に合った資源、そういったものを作っていくかなくてはと思っていますし、それからもう一つはですね、やはり国もかなりスピード感を持ってこの事業について取り組んでいるわけでございます。ですから経産省を含めてですね、いろいろ後押しを受けた中でですね、うちに合ったうちにしかない、この果樹の剪定枝とかトマトのガラこういったものを活用してですね、地域のまさしくオンリーワンのですね、再生可能エネルギー、これを作っていくための可能性をですね、追求していきたいということで取り組んできているところでございます。ですから、今後ですね、当然実用化に向かってはですね、佐藤議員の仰るとおり、そういったきめ細かな対応を図りながら、いろんな方のご理解を賜ってですね、進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）もう何回も言わせないでください。

私の言っているのは、順序が違うと言っているんですよ。はじめにこの事業、バイオマス事業をどう構築していくのか。課題と言いますかね、それらを検討・検証しながら、そしてどこか実際やっているところはないのか、あるって言いましたよね。そういうところに足を運んで、担当者の話を十分聞いた上で、私はこれを進めるべきではなかったのかと、そしてそのためには農家の方々の意識の醸成を図る。要するに、カーボンニュートラル、2050年、これまでにはゼロカーボンに取り組まなければならないんですよ。その前段として、もうちょっと調査・研究、その上での実証実験、そして事業化。私はそういうスケジュールだと思いますよ。いきなり実証実験をやって、何千万円か知りませんが、もう7000万円以上のお金を使っているんですよ。私の言っているのはそういうことですよ、スケジュールがちょっと違うんじゃないの。まず町民の皆さん、特に農家の方々の意識の醸成、そういうところから始まるのではないですか。そして、じゃあ実際どういうところでやっているのかなと、それでプロジェクトでも、委員会でも良いです。そういうものを立ち上げて、そして視察に行くんですよ。生の声を聞いてきて、仁木町でやって、どうかな合うかな、合わないかなと、そういう検討をした上、あるいは先ほど仰った普及所もそうです、農協もそうです。それらと協議会を立ち上げて、協力体制、まず協力体制じゃないですか。それから実証実験をやって、そして事業化に結びつけると。私はそういうふうに先輩から習ってきましたけれどもね、いかがでしょうか、副町長。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）私も全く同じ考えでございますので、異論はございませんけれども。ただ今回、そのプラントをもし設置するに当たってなんですけれども、十分検討して、例えば10年とか20年検討してですね、これいけるよとなったときに、実際、そのために町の一般財源でやるといったらそれは不可能でございます。今回ですね、先ほど話しましたが、国からリスクヘッジをしてくれるそういった実証実験の予算があるなら、そういったものを活用しながらですね、やっていくというのも一つだと思います。それからこのEPZ圏の今回の実証実験でございますけれども、例えばそれぞれ赤井川村は地熱がありますので、そういったものを活用したり、他のところはいろんな地域のいろんな資源を活用してやっているわけなんですけれども、残念ながら仁木町にはですね、太陽光とそれから地域のこういった不要のバイオマス資源しかないという実態がございます。そういったものは従前からですね、やはり言われておりますし、かなり古くからですね、NEDOという団体がですね、今から15年ぐらい前の佐藤議員が在職していたころにですね、仁木町のバイオマスの賦存量というのを調査されまして、仁木町にはこれだけの資源があるんだと明らかにされております。そういった中でですね、当然そういった過去の知見もあるわけですから、そういったものを有効に活用していくというのは、当然手だと思っておりますので、国のそういった有効な財源を活用してですね、まずきちんと下地を作って、その中で皆さんと一緒に協議をしながらですね、知見を蓄えて農家の皆さんに活用していく。地域の中で活用して、またJ-クレジット等でですね、その中で農家の方々に要するにバックをいただく、環境資源に対する環境貢献に対するそういった基金もいただくというようなこともですね、取り組んでいければもっと裾野が広がるのではないかなというふうに思っておりますので、今後は当然そういった形で進めていくというふうに考えております。以上であります。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）だからそのスケジュールなんですよ、私、言いたいのは。この実証実験は駄目だと言っているわけではないんですよ。私は反対ですけどね。このバイオ炭。私はこの事業化は無理だと思っておりますよ。非常にハードル高いですよこれ、誰がやるんですか、これ町でやるんですか。これはちょっと議論はですね、決算委員会でやりたいと思っておりますけれども、もうこれ以上言ってもなかなかこう理解してもらえないので、私の言っていることを。皆さんは多分、私の言っていることを理解してると思っていますよ。普通、物事というのはそういうふうに進むのではないですか、私はそういうふう先輩から聞いて、教えてもらってやってきましたよね。いきなりやって、そしてここの場所は駄目だから向こうに持って行って、そんな安易な。私から言わせたら安易ですよ。計画が全く。だったら初めからあそこに持っていけばいいんですよ。相当これ批判出ますよ、町民から。それを覚悟してやってください。町長。どうですか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）この議論は多分、おそらくこのままずっと平行線でいってしまうのかなと思いますけれども、私が今までこの仁木町でやってきたいろいろな様々な施策、つくり上げてきた部分でおそらく佐藤議員からしてみれば、今の論議でいけば多分理解はしてくれなかったのかなというふうに思っています。というのは私は基本的には出口が見えないとなかなか施策というのは作れないというふうに思っております。例えば、今このうちの町はこれだけワイナリーが増えてきましたけれども、うちの仁木町がある程度、整備して、ワイナリーに来てくださいと誘致したら、誰も手を挙げなかった。そのときは、なかなか町としては厳しい状況に追い込まれます。これも、ワイナリーが来てくれるという話が最初にあった

時点で、仁木町としてワイナリー計画をこれから一緒に進めることができるということで私は踏み出した部分もございます。そういうことを踏まえると、ある程度出口が見えないと私は事業としては成り立たないというふうな認識をしております。多分佐藤議員は、そういうふうに今まで役場職員時代からそういう形で仕事はしてこなかったの、私のこの思いはですね、多分理解してくれないというふうに思いますけれども、ただ今回の実証実験も調査・研究も含めての実証実験で取り組んでおりますので、佐藤議員が仰るような、本来であればですよ。佐藤議員が言うような、ちゃんと調査・研究をして、各関係機関と詰めてから何ができるのか実証実験をしてという、そのセオリーは多分私は、それは不正解とは言わないですけども、そういう考えも当然今までありますけれども、私としては、ある程度出口が見つかって、これがものになるかどうかという時点で初めて皆さんに意識醸成をしてもらえるような機会を作れるというふうに思っていますので、その辺の部分ではなかなか理解の不一致という部分では、これ以上議論が進まないのかなというふうに認識しているところでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）大変申し訳ありません。

これね、町長もそういう考えだったらもうどうしようもないですね。

やはりね、国のお金を使ってやるからには、ある程度、石橋を叩かなければ駄目なんですよ。これはね、幾ら言っても堂々巡りって、そっちが堂々巡りにしているんですよ。自分のやってることを、何というか、認めたいために。今までやってきたことを要するに正当化したい、ただそれだけのことですよ。実証実験も無償でやれるなら良いですよ。そこはやはり石橋を叩いてやる部分ではないですか。補助金でやるんですから。何かそこがちょっとなんか食い違う。何でも段取りでしょう、物事。段取りを踏んで、実験して、事業化ではないんですか。段取りをしないでいきなり実験するんですよ。良い度胸していますよ。どうですか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）国の補助金でもいろいろな性質のものがあると思います。

私も北海道のときですね、ちょっと今井監査委員と同じ仕事をさせていただいて、試験研究の補助金というか、道立農試のいろんな試験研究の補助もやったことがありますけれども、それは当然試験研究の補助についてはリスクもあるわけなんです。成功するかそれはわからない。まさしく今回のですね、ものについてはですね、現地段階で実証していくというための試験なんですね。それは地域でしかできないわけですよ。うちの地域であるものを活用して、国がやっていくのではなくて、地元が地域の資源を活用して再生エネルギーをですね、地元の資源で活用しましょうというその取組のためのリスクをヘッジするために国から補助金が出ているわけです。ですから、その技術は地域の中で今組立てを平準化しようとしているための試験なんです。それに対する補助が出ていますので、ですからこれは経産局の方に確認しましたけれども、例えば結果として取組が失敗しても、それは結果ですね、ということなんですね。ですから、それはまず一つ前提が違うと思いますので。それともう一つなんですけれども、当然、このバイオ炭についてはですね、既に先ほどちょっと冒頭で話しましたがけれども、結構もう実用化されております。国際的にもですね、非常に高い評価を得ている技術なんですね、要するに二酸化炭素を閉じ込める大事な技術であると。それで、先ほど美幌町の話もしましたがけれども、ちょっと個人的に伺った話なんであえてしません

でしたけれども、私もそれから当時の伊藤課長もですね、それぞれ個人的に見てきてですね、現場を確認して、このプラントは見てきております。美幌町ですね、事業者の方から話も伺ってきておりますので、全くやみくもでやっているわけではないですし、それから北見市ですね、ホクレンときたみらい農協さんの一緒のチームについてもですね、結構情報交換いたしまして話を聞いておりますので、全くその絵空事ではないと。ある程度実用化されてですね、可能性のある技術であるというふうに思った中でですね、うちの町も取り組んでいきたいということで、町として先導してやっているということでございますので、何とぞご理解していただきたいと思います。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）理解できません。これは何回議論しても無理です。

私はそういうふうに仕事やってきましたので、実証実験だからといって、皆さんの税金でやるんですよ。駄目だったらこれでいいやと、うちは研究機関ではないんですよ。やはり目標に向かって実験するんですよ、必ずこれは成功させるんだと。駄目だったからもうこれいいやとなったら、あの機械・設備はどうするんです。あれは幾らするんですか、設備。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）設備の関係でありますけれども3040万円ということで押さえております。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）3000万円もするんですよ、3000万円ですよ。その機械を駄目だったらもう仕方ないやというね、これはメーカーから頼まれて実験しているわけではないですよ。大学みたいにこれを研究開発してくれというならまだわかりますよ。他の用途で作ったものを、これにも使えないかということでの実験ならばまだわかりますよ。元々バイオ炭なり発電なりボイラーなり、その前提でこの装置ができていないのですか。できて当たり前なんです。それは、技術的な部分があるかもしれないけれども、それはメーカーに聞けばいいんですよ。実験やったんだけれどもこうなんだ、何が悪いのだろうか。3000万円もする機械だったら来ますよ、メーカーでそれぐらいアフターありますよ。私はどうもこれ理解できませんね。そういうことでいくと必ず失敗しますよ。どうですか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）失敗も含めて実証実験だというふうに思っています。

佐藤議員は、以前職員に対して失敗しても良いから挑戦せよというような言葉を仰っていたと思います。私はその部分も含めて、職員はやる気があって失敗しても良いという言葉を一貫しながらも、成功に向けて頑張る努力をしていると思います。佐藤議員は職員時代この庁舎を建てたと思います。その際に、例えばいろんな部分で将来的に使うかどうかというのを想定しながら作られたと思います。結果的に今使っていないところもあります。でもそれは、その当時では誰も想像できなかったわけでありまして、今こうして庁舎をやりくりして使っているのも、やはりみんな努力して使っています。だからそういう形では、当時から実証実験をしながら作り上げて形にしていくという工程は、私は否定しないですし、佐藤議員がこれまでやってきたことも私は否定しない。ただ考え方の相違の違いであるというふうに私は思っています。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）だから、その何というかな、チャレンジせよというのはそういう意味ではないんです。私はそういうものを、調査・研究を経てチャレンジせよということなんです。その結果失敗したものは、それは仕方ないですよ。そのことですよ。町長そのことも理解できないんですか。

私は、まずは調査・研究をして、その上でチャレンジせよということなんです。それで失敗したものは仕方ないと。私はそれを言っているんですよ。いきなり実験をやって、いやあなたがやれと言うからやった、失敗した、駄目だった、ごめんなさいで、3000万円の機械ですよこれ。3000万円の機械をですね、これみすみ、すぐ処分できませんよね、国の補助金を使ってやるわけですから。適化法に該当しますよね。ですからあれを失敗したとすると置いておく。きちんと維持管理していかなければならないんですよ。何年かわかりませんが、フルーツパークもそうですよね、勝手にさわれないですよ。だから、町長の言っているチャレンジしてという意味と、私の言っているチャレンジは違う。全然次元が違いますよ。しっかり調査・研究した上で、その上でこれはいけると言った時点でGOサインをだすと。それで失敗したものは仕方ない。やむを得ない。私はそういうことを言っているんですよ、町長。ちょっと情けないですね。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）町長と議員のですね、政策的な論議の中でコメントすることはございませんけれども、施設の管理でどうするんだということについては、私の方からご答弁申し上げます。

先ほど、フルーツパークにという話もさせていただきましたが、実験の枠組み、仮に目途を付ける、又は事業化が進むにしてもですね、それ以外でも、何か有効に使えることはないかということでもって、例えば刈った芝草、こういうのも炭にして土壌に還元する循環させる。ごみを減らすことも脱炭素の取組もありますので、そういうのも視野に入れながらですね、いろいろ勉強しなければいけないということで気を引締めているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それはもう当然でしょうね。

ただ、私の言っているのは、なにか理解してもらえないのかな、私の言っているのが悪いのかな。先に農家の方々に、これは当然協力を得ないと将来的にできない事業ですから、先にそちらの意識の醸成とか、まずその辺、職員のノウハウをスタンバイしてからやるべきではないですかと申し上げているんですよ。実験することを、私は別に反対ではないですよ。これが将来的に実用化に、事業化に結びつくんだら、全然私はね、問題ないですよ。だから十分その辺を調査・研究、精査してから農家の方々の意識の醸成を含んで協力してもらえませんか。やったはいいいけれど、さあお願いしますって言ったって。今年2月の意見交換会でもありましたよね。収集・運搬、更には寸法をそろえて、長さをそろえて、それで運ぶんですよ、運搬するんですよ。更にその運搬して処理してもらうにはお金がかかるんですよ。そうしたら参加していた町民の複数の方が、それは無理だろう。現実的でないと。コストがかかり過ぎると。私も何件かの農家の方に聞いて回りました。こういう事業があるんだけれども、どうなんだろうと、それは無理だろう、農家は忙しい、自分のスケジュールに合わせてやるから、そんなの冗談じゃない、お金もかかってという、大方こういう意見ですよ。だから、そういうものをはじめに調整してからこれにチャレンジと、私はそれを申し上げているんですよ、町長。わからないかな、町長。どうです。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）いや、佐藤議員の言っていることは、当然理解しているんです、私。考え方としてはね。佐藤議員の考え方としては。ただ、私の考え方はそうではないんです、やはり。やはり私が一生産者だったら、ある程度メリットを感じないと、やはり協力しようなんて思いませんよ。いきなりボランティアで運搬して、手伝って、将来環境のためになるからと言ってどれだけの人が集まってくれるか。そう考えたときに、ある程度やはりメリットを感じさせないと農家の人たちはやはり一緒に協力してやってくれないと、私自身は思っています。ただ順序は逆かもしれないけれども、私自身はそういう形で、やはりある程度先に結果を見せてから、農家の人たちに理解してもらって、こういう形でできるんだということをややはり道すじとして作りたいなと思っています。

多分これが、順序が多分佐藤議員とは逆だと思うんですけれども、佐藤議員の考え方を私は否定しないですよ。そういう考え方も当然ある。ただそれでは時間がかかってしまう、正直。時間がかかっても良いというのであれば、その方法、手法もあるかもしれないんですけれども、先ほど副町長が申したとおり、スピード感を持ってやらなければいけない事業なんですよ、これは。他の事業はこういう形で私たち今まで予算で提案したことは1度もないですよ。ある程度、佐藤議員が仰ったような道すじで事業化をしていると思います。今回の再生可能エネルギーに関しては、こういった形でスピード感を持ってやらなければいけないということで、ましてや国の補助金が使えるということで、まず実証実験を先にやっていると。本来だったら調査・研究をして実証実験やらなければいけないんだけど、先に実証実験をしてしまっている。そこが多分納得されていない部分だと思うんですけれども、実証実験を先にできるということは我々にとってはメリットが大きいわけですよ。調査・研究を経なくてもいきなり実証実験で結果を出せたらすぐに事業化に結びつけることができる。そういった意味で国はスピード感を持って補助金を支援してくれているというふうに、我々認識していますので、そういった形で今後の取組を進めていければなというふうに思っています。

○議長（横関一雄）佐藤議員ちょっとお待ちください。

最初の議員の質問から、まずこの場所をなぜフルーツパークに移動したか、移動しないかの議論から始まっています。それが今ずっとこう時間とともに経過がだんだん話が広がって、枠が広がっていっております。すいませんけれども、この辺で最初の答弁の質疑に戻って、ちょっとまとめていただければと思います。これ多分、これからいくらここでやっても、ただ明日の朝までいっても多分結論は出ないというふうに思います。

そこで、お願いですが、最初の質疑を重点的にまとめてお話いただければというふうに思っております。答弁者側もその辺については真摯に答弁をよろしく願いいたします。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）私が申し上げたいのは、あまりにも計画性がない。ですから、なぜそちらに持っていくのか、移設しなければならないのか、先ほど言った理由も良く理解できません。ですから、私はこの場所で、やはり続けるべきだと思っていますよ。ここが良いということで設置したわけですから。ここが駄目だというのは初めからやはりそれはきちんと調整した上でやるべきだと思っていますよ。町長いかがですか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）ここの場所も含めて、フルーツパークで新たに実証実験をさせていただきたいとい

うご提案をですね、今回させていただいているわけでありまして、その部分の趣旨という部分はですね、今後、佐藤議員が今なかなかご理解していただけない部分がございますので、今後、佐藤議員に限らず、町民に対してもですね、ご理解していただけるような説明責任というのは我々必要だと思っておりますので、そういった部分はこれから整理して説明をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第14 同意第3号

### 仁木町教育委員会教育長の任命について

○議長（横関一雄）日程第14、同意第3号『仁木町教育委員会教育長の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第3号でございます。仁木町教育委員会教育長の任命について。仁木町教育委員会教育長 岩井秋男は、令和6年9月30日にその任期を満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、次の者を仁木町教育委員会教育長に任命したいので、議会の同意を求めます。令和6年9月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町北町1丁目70番地1、岩井秋男、昭和38年11月28日生まれでございます。

只今、議案を朗読させていただきましたとおり、教育長を務めていただきました岩井教育長が令和6年9月30日をもって任期満了になることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、継続して岩井氏を任命いたしたく議会の同意を求めます。

それでは、岩井秋男氏の経歴等について申し上げます。岩井秋男氏は昭和38年11月28日生まれ、満60歳でございます。住所は余市郡仁木町北町1丁目70番地1でありまして、昭和57年3月に北海道余市高等学校を卒業され、昭和57年8月に仁木町役場に奉職され、建設課勤務で地方公務員のスタートを切っております。その後、建設課土木係技師として約16年間町の道路整備や各種工事における設計・管理などの業務に精励されました。平成10年4月からは、北海道建設部まちづくり推進室まちづくり企画課へ1年間派遣され、仁木町だけでなく様々な町村職員との交流の中で幅広い視野での業務遂行や知識の習得に努め、その任に当たってまいりました。平成11年4月からは企画財政課企画調整係主任、平成13年4月には企画課

企画調整係長に昇進、平成18年7月からは議会事務局職員並びに監査委員書記として出向、議会事務局では主幹として、平成21年6月からは議会事務局長として強い責任感を持ってその職責を果たした後、平成24年4月からは総務課長、平成26年4月からは財政課長、平成30年4月からは教育次長として役場全体の総合的な調整機能や財政運営、教育行政の健全化に努め、平成30年10月1日からは仁木町教育委員会教育長となり、現在に至っております。

岩井秋男氏は、昨今のコロナ禍においても、教育の機会が制限される中で、子どもたちのさらなる学力向上を目指す取組や、少子化による教育環境問題など当面する問題解決に柔軟な発想力と強いリーダーシップを発揮してまいりました。また、教育委員をはじめ校長会や教頭会との連携、更には学校教職員、PTA関係者とも厚い信頼関係を築き、引き続き成果を上げていただくよう切望するものであり、本町の教育目標である「未来につなぐ、豊かさを育む、確かな教育の創造。潤いと安らぎを生む心の豊かさと文化の創造」の実現のため共に邁進してまいりたいと考えております。

なお、任期につきましては、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間でございます。議員各位の格別のご高配を賜りまして、ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時40分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、同意第3号『仁木町教育委員会教育長の任命について』の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第3号『仁木町教育委員会教育長の任命について』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔場内、全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第3号『仁木町教育委員会教育長の任命について』は、同意することに決定しました。  
暫時休憩します。

休 憩 午後 3時41分

再 開 午後 3時43分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

---

## 日程第15 意見案第4号

### 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

○議長（横関一雄）日程第15、意見案第4号『国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。1番・前田議員。

○1番（前田春奈）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の6ページです。意見案第4号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。上記意見書を別紙のとおり提出する。令和6年9月25日提出。提出者は私、前田春奈。賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、7ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

前田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第4号『国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第4号『国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第16 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第16『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

木村議会運営委員会委員長、嶋田議会広報編集特別委員会委員長より各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

## 日程第17 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第17『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

野崎総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時47分

---

再 開 午後 3時47分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいによりまして、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和6年第3回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には本定例会にご提案いたしました案件につきまして、ご可決を賜り御礼申し上げます。

また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆さまから賜りました多くのご意見、ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいります。

昨年度の第3回定例会閉会の際に、徳島県吉野川市議会議員らが本町の行政視察に来られ、意見交換をし、かつての仁木町と旧川島町との交流が話題になったという話をさせていただきましたが、そのことを契機に再び交流を図ることができるよう、吉野川市と話し合いを進めてまいりたいと申し上げました。また、盆踊り・夏まつりの盛況ぶりについても触れさせていただきました。今後は町としては郷土愛の醸成と次代を担う人材の育成に励んでまいるといこともお伝えさせていただいたところであります。前段の交流事業につきましては、今年度実現することができ行政報告の中でも述べましたとおり、町制施行60周年記念事業として仁木町の子どもたちが吉野川市を訪れ交流をさせていただきました。そして後段の夏祭りに関しては、今年が最後ということで、多くの来場者でにぎわい、皆、名残を惜しみつつ幕を閉じました。どちらも子どもたち住民にとりまして意義のあるものにかわりませんが、社会的背景の変化により、従来の形のままでは継続することが困難な時代となり、縮小もしくは廃止という決断をしなければならない事案が増えてきております。地域のインフラにしても然り、地域行事、地域コミュニティなどにも影響を及ぼし、結果的に暮らしづらい地域になっていくおそれが生じてきております。過去から何を学び、次の世代に何を残していくべきなのかを、今を生きる私たちが果たさなければならない役割は重要であります。たとえ形を変化させたとしても、先人たちの思いを継承し、新たな形で後世に引き継ぐには、あらゆることを想

像させ、可能性に向けて歩みを進めていく他ありません。そのためにも人材の育成が必要不可欠であり、先に述べた事業との関わりにより、次世代を担う人材が生まれてくるものと期待しており、私自身も可能性を追求してまいりたいと考えております。

最後になりますが、議員各位には、季節の変わり目に当たり、くれぐれもご自愛くださいますよう心よりご祈念申し上げますとともに、来月頭には、令和5年度各会計決算審査特別委員会が控えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和6年第3回仁木町議会定例会を閉会いたします。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 3時51分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 令和6年第3回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和6年9月25日～9月25日（1日間）

（開会～午前9時30分 / 閉会～午後3時51分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	令和5年度決算に基づく健全化判断比率報告書	R6.9.25	報 告
報告第2号	令和5年度決算に基づく資金不足比率報告書	R6.9.25	報 告
議案第1号	令和5年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	R6.9.25	委員会付託
議案第2号	令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R6.9.25	委員会付託
議案第3号	令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	R6.9.25	委員会付託
議案第4号	令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R6.9.25	委員会付託
議案第5号	令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）	R6.9.25	原案可決
同意第3号	仁木町教育委員会教育長の任命について	R6.9.25	同意可決
意見案第4号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	R6.9.25	原案可決